

令和5年第2回鬼北町議会定例会

令和5年6月15日（木曜日）

○議事日程

令和5年6月15日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第46号 工事請負契約（映像系光送出設備更新工事）の締結について
- 日程第7 議案第47号 工事請負契約（（5）防安全 町道弓滝線弓滝橋歩道橋上部工工事（その1））の締結について
- 日程第8 議案第48号 工事請負契約（鬼北町書庫整備工事）の締結について
- 日程第9 議案第49号 令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第50号 令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 同意第2号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第3号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第4号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第5号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第6号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第7号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第8号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第9号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第10号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第11号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第21 同意第12号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第13号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第14号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第24 同意第15号 鬼北町農業委員会委員の任命について

- 日程第 2 5 議員の派遣について
- 日程第 2 6 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 7 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 8 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 9 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 0 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 議案第 4 6 号 工事請負契約（映像系光送出設備更新工事）の締結について
- 日程第 7 議案第 4 7 号 工事請負契約（（5）防安全 町道弓滝線弓滝橋歩道橋上部工工事（その1））の締結について
- 日程第 8 議案第 4 8 号 工事請負契約（鬼北町書庫整備工事）の締結について
- 日程第 9 議案第 4 9 号 令和 5 年度鬼北町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 0 議案第 5 0 号 令和 5 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 1 同意第 2 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 2 同意第 3 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 3 同意第 4 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 4 同意第 5 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 5 同意第 6 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 6 同意第 7 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 7 同意第 8 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 8 同意第 9 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 9 同意第 1 0 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 0 同意第 1 1 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 1 同意第 1 2 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 2 同意第 1 3 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 3 同意第 1 4 号 鬼北町農業委員会委員の任命について

- 日程第 2 4 同意第 1 5 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
 日程第 2 5 議員の派遣について
 日程第 2 6 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
 日程第 2 7 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
 日程第 2 8 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
 日程第 2 9 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
 日程第 3 0 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○出席議員（12名）

1 番 坂 本 一 仁	2 番 兵 頭 稔
3 番 高 橋 聖 子	4 番 中 山 定 則
5 番 山 本 博 士	6 番 赤 松 俊 二
7 番 松 下 純 次	8 番 芝 照 雄
9 番 福 原 良 夫	1 0 番 松 浦 司
1 1 番 末 廣 啓	1 2 番 程 内 覺

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 都 浩 明 書 記 伊 藤 夏 美

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 井 上 建 司
企 画 振 興 課 長 小 川 秀 樹	総 務 財 政 課 長 水 野 博 光
危 機 管 理 課 長 芝 達 雄	町 民 生 活 課 長 善 家 直 邦
保 健 介 護 課 長 那 須 周 造	環 境 保 全 課 長 森 明
農 林 課 長 奥 藤 幸 利	森 林 対 策 室 長 東 英 範
建 設 課 長 上 田 司	水 道 課 長 上 田 司
日 吉 支 所 長 山 本 雄 大	会 計 管 理 者 古 谷 忠 志

教 育 長 行 定 洋 嗣
農 業 委 員 会 会 長 川 平 定 計
代 表 監 査 委 員 田 中 清 志

教 育 課 長 谷 口 浩 司
農 業 委 員 会 事 務 局 長 奥 藤 幸 利

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

○議長（程内 覺君）

皆さん、改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和5年第2回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（程内 覺君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

おはようございます。

令和5年第2回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただき、ありがとうございます。

御案内のとおり、5月17日から6月1日にかけて、区長・組長会を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症の拡大以降、公民館単位での開催としており、今年度につきましても、各地区での開催といたしたところでございます。

議長、副議長さんをはじめ、議員の皆様にも御参加をいただき、本当にありがとうございました。

会においては、令和5年度の施政方針について、できるだけ自分の言葉でお伝えさせていただくとともに、各地域を取り巻く状況や人口減少対策、空き家対策、河川・防災対策など問題点を伺い、貴重な意見交換の場とすることができました。いただきました御意見・御提案につきまして、今後の町政運営に可能な限り積極的に反映してまいりたいと考えているところであります。

また、コロナが5類になって以降、社会経済活動は活発に動き始め、各種イベントも復活しているところでありますが、コロナ禍や物価高騰による影響が続いている方々も大勢いらっしゃいます。

今回提案いたしております一般会計補正予算には、そういった方々を御支援するための予算を含めて計上いたしているところでございます。

本日の定例会には、工事請負契約の締結3件、一般会計補正予算1件、特別会計補正予算1件及び同意案件14件を提案いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、令和5年第2回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（程内 覺君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、4番、中山定則議員、5番、山本博士議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日1日限りと決定をしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法施行令第146条第2項及び第150条第3項の規定により、町長から、令和4年度鬼北町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和4年度鬼北町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書、令和4年度鬼北町水道事業会計予算繰越計算書及び令和4年度鬼北町一般会計事故繰越し繰越計算書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、令和4年度実施の広見中学校施設改築事業及び統合保育所整備事業に係る随時監査、並びに環境保全課及び日吉支所の所管に係る定期監査、並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和5年2月分、3月分、4月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町長から鬼北土地開発公社

の経営状況を説明する資料として、令和4年度決算に関する書類と令和5年度予算に関する書類を配付しております。

なお、この決算は、理事会において承認済みのものです。

また、株式会社森の三角ぼうし、株式会社日吉農林公社、株式会社日吉夢産地、それぞれの経営状況を説明する資料として、令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業の計画に関する書類が提出されましたので配付しております。

なお、この決算及び事業の計画等は、通常総会において、承認済みのものです。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告します。

別紙、議長諸般の報告をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

ここで、5月23日に東京都で開催されました、令和5年度町村議会議長・副議長研修会について末廣啓副議長から研修報告を受けます。

○副議長（末廣 啓君）

それでは、研修会報告を行います。

去る5月23日、火曜日、令和5年度全国町村議会議長・副議長研修会が行われ、程内議長、都事務局長とともに参加をいたしました。全国47都道府県から1,800名が東京国際フォーラムに集い、13時から17時まで、3人の先生方から講義を受けました。

最初に、大正大学社会共生学部公共政策学科教授、江藤俊昭先生から、「町村議会の課題と今後の展望について」と題して講演を受けました。

その中で、議員のなり手不足についても話され、議会・議員の魅力の周知、議会報告会、住民との意見交換会、報酬増額等の条件整備も必要だろうと話されました。その報酬については、議員の活動量や活動内容等を住民に十分説明し、住民と歩む議会を目指してほしいと講義されました。

次に、「町村こそデジタルを一住民のためのデジタル活用法」と題して、NPO法人ブロードバンドスクール協会理事、若宮正子先生から講演をいただきました。この先生は、大手銀行に定年まで勤務後、58歳から独学でパソコンを習得された方です。

IT先進国のデンマークの実情を視察され、国民全体、特に高齢者にもITが普及していることを話されました。では、なぜ日本のデジタル化は遅れたのか。それは上に立っている旗を振る人が高齢で、積極的でなかったことが要因であるとも指摘されました。

時代はどんどん進化しているので、柔軟な態度・柔軟な気持ちで新しいことへ挑戦

すること、楽しむことが大切なのではと締めくくられました。

最後に、「地方議会とハラスメント」と題して、朝日新聞社コンテンツ編成本部次長、三島あずさ先生から講演をいただきました。

ハラスメント行為を受けたことがあるかとのアンケート質問に対し、全国の地方議員男女5,513人から回答を得、女性議員の約6割、男性議員の約3割が、有権者や支援者、議員等からハラスメント行為を受けたことがあると回答があったことが報告されました。

セクハラ対策や再発防止策は、7割を超える全国の地方議会が「講じていない」と回答しているそうです。これは、政治参画への障壁にもなっていると話されました。私たちが学ぶ機会を設けることが必要ではないでしょうか。

最後になりますが、やはり議会・議員の魅力を発信するためには、政治に参加しやすい環境づくりが欠かせないのではないかと思います。

以上で研修会報告を終わります。

○議長（程内 覺君）

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。

お手元の町長行政報告に、3月定例会以降の行動状況を提示いたしております。

ここ数年間と違い、ほとんどの団体で定期総会やイベント、式典等が開催されたため、昼間本庁を離れる時間が多くなったところがございます。

4月23日、日曜日、予土線関係者視察対応、予土線の明日を考える会、副会長でいらっしゃいます現愛媛県信用保証協会会長で、元副知事の上甲利史さんと愛媛ツーリズム協会がプランを立て、県内旅行会社、保険会社、郷土料理研究家、建築家、民間企業幹部など十数人が参加されました。地元予土線沿線町長として一部御一緒いたしました。

予土線宇和島から務田駅まで草木をかき分けながら進むエリア、三間から松野町吉野付近まで広がるのどかな田園風景、真土付近から広見川を下り、逆に江川崎から窪川へ向かい、川を上りながら進む四万十川本流の風景。

地元によくおりますと、気づくことがないかもしれませんが、松山や都心の観光客には、ほかの地域では味わえない風光明媚なエリア、何とも言えない情緒、奥深い観光コンテンツであるという評価をしていただきました。沿線自治体と連携を密にして、新たな宝物の発掘に努力してまいりたいと感じたところでございます。

6月3日、土曜日には、予土線松丸駅で賑わいマルシェが開催され、県主催のイベントであり、当日はオープニングということで、中村知事もお越しになり、JR予土線の存続について、これまで以上に強い口調で熱く語っていただきました。現在の四万十市、四万十町、宇和島市、松野町、鬼北町の沿線自治体の存続維持活動に加えて、愛媛県、そして高知県が強く後押しをしていただくことについて心強く感じたところでございまして、これまでの存続活動について、しっかりと継続していく必要性を改めて感じております。

さらに、愛媛、高知両県の地元国会議員にも御支援をいただいておりますので、地元自治体としても力強い運動を展開してまいりますので、議員各位の御理解・御支援を改めてお願いする次第でございます。

今後は、近永駅、宮野下駅でも随時開催いただくことになっておりまして、近永駅マルシェは、7月25日の弓滝神社輪抜けの日の予定と伺っております。

6月10日、土曜日、広見体育センターにおいて、若年性認知症コーディネーターセミナーが開催されました。愛媛県などの共催でありましたが、高齢者の認知症における家族や周りの人たちの悩みが社会問題となっておりますけれども、それだけではなく、65歳以下の若年性認知症患者が多くいらっしゃることを認識し、働き盛りでまさに地域社会や家族の中で重要な役割を担っている時期に発症するため、本人はもちろんのこと、その家族等々大きな影響を及ぼすことを学ぶとともに、町内の患者さん御夫婦にもパネラーとして御参加いただき、身近な問題としてより熱心な話合いとなったところでございます。

岡部先生をはじめ、関係者の方々に深く感謝申し上げます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

引き続き、令和4年度鬼北町一般会計及び特別会計に係る出納閉鎖の状況につきまして、お手元に配付いたしております資料により、会計管理者が説明申し上げます。

○会計管理者（古谷忠志君）

失礼いたします。

令和4年度一般会計、特別会計予算に係ります出納閉鎖を去る5月31日に行いましたので、その概要についてお手元に配付いたしておりますA3の資料、令和4年度鬼北町出納閉鎖の概要で報告させていただきます。

まず、一番上の段、aの欄でございますが、一般会計につきましては、歳入歳出とも予算現額121億7,923万3,000円に対しまして、収入済額は109億4,177万276円で、予算に対する執行率は89.84%、また、支出済額は106億8,504万2,614円で、執行率は87.73%となり、その結果、一般会計の収支差引繰越額は、2億5,672万7,662円となっております。

続いて、右端備考の当年度の欄をご覧ください。

令和5年度に繰越明許費として30事業、9億8,301万1,000円、事故繰越として1つの事業、1億1,243万2,000円を繰り越ししており、これらの繰越事業に充当する一般財源が6,799万6,000円となっております。

なお、事業の内訳につきましては、本日、別途に配付されております繰越計算書で御確認をいただきたいと思っております。

次に、特別会計についてです。

特別会計につきましては、収入済額、支出済額、収支差引繰越額は、会計別にそれぞれこの表の内訳のとおりとなっております。特別会計7会計の収支差引繰越額の合計は、特別会計の合計bの欄の収支差引繰越額のとおり、1億497万3,438円となっております。

なお、介護保険特別会計で、明許費として、右端の備考の当年度の欄のとおり、248万6,000円を繰り越ししており、充当する一般財源は、繰越額と同額であります。

以上、一般会計と特別会計を合わせますと、cの欄のとおり、予算現額155億9,208万1,000円に対しまして、収入済額は142億530万4,164円で、執行率は91.11%。また、支出済額は138億4,360万3,064円で、執行率は88.79%、収支差引繰越額は3億6,170万1,100円となりました。

次に、基金の額につきましては、下段のその他の欄のとおり、3月31日現在で、全22基金を合わせまして、60億523万1,989円を5年度に繰越しをいたしております。

以上、令和4年度予算に係る出納閉鎖の概要の報告とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

これで、行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、兵頭稔議員、中山定則議員、芝照雄議員、末廣啓議員、松浦司議員、以上の5名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず、2番、兵頭稔議員の一般質問を一問一答方式で行います。

兵頭議員は、質問席へ移動してください。

兵頭議員、質問1についての質問を行ってください。

○2番（兵頭 稔君）

議席ナンバー2番、兵頭稔。通告のとおり、一般質問を行います。

まず、質問1、水道事業について。

水道事業において、純利益が多過ぎるから水道料金下げてはどうかと質問したところ、設備が老朽化しているので取り換え工事に充てるため蓄えているとの回答だったので、下記について問います。

(1) 地域別の経過年数、取り換え時期、それぞれに係る経費について伺います。

(2) 西野々地区・生田地区配水管更新工事を令和3年から行っていると思うが、工事の終了予定を伺います。

(3) (2)の工事は、起債事業によると伺っているが、資本金を取り崩して工事費に充てることはできないか伺います。

(4) (2)の工事は、国庫補助金対象になっていないかを伺います。

以上お願いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第1番目の水道事業についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の地域別の経過年数、取り換え時期、それぞれに係る経費について伺うとの御質問ですが、事業年度の古いものから順を追って地区別に説明をさせていただきます。なお、単独事業等で実施したもので、小規模なものについては、省略をしておりますので御了承ください。

まず、近永浄水場施設は、昭和48年度に整備し、49年経過。

近永地区送配水施設は、昭和51年度に整備し、46年経過。

下鍵山地区配水施設は、昭和53年度に整備し、44年経過。

下鍵山導水施設等は、昭和57年度と昭和58年度に整備し、完了後39年経過。

近永地区2号水源・新広見浄水場・広見配水池等施設は、昭和55年度から昭和57年度に整備し、完了後40年経過。

西野々地区導水管・送配水管・浄水場等施設は、昭和52年度に整備し、45年経過。

生田地区導水管・送配水管・浄水場等は、昭和56年度に整備し、41年経過。

大宿及び清水の愛治地区導水管・送配水管・浄水場等は、昭和63年度から平成2年度に整備し、完了後32年経過。

下鍵山・上鍵山の一部・上大野・日向谷の一部・父野川の一部における下鍵山簡易水道統合事業は、平成7年度から平成9年度に整備し、完了後25年経過。

近永・好藤・泉・三島における広見統合簡易水道施設整備事業は、平成6年度から平成12年度にかけて整備し、完了後22年経過。

下大野地区導水・配水管等は、平成12年度と平成13年度に整備し、完了後21年経過。

三島統合簡易水道整備事業は、平成15年度から平成17年度に整備し、完了後17年経過。

愛治地区電気計装設備更新事業は、平成25年度に整備し、9年経過。

日吉地区電気計装設備更新事業は、令和元年度と令和2年度に整備し、完了後2年経過いたしております。取り換え時期につきましては、管路については40年、浄水場施設等のコンクリート構造物については60年、電気計装設備等につきましては、20年が目安となっております。現在、施設の老朽化等を考慮いたしまして、順次更新いたしておりますが、管路・ポンプ等の更新の経費につきましては、年間約7,000万円の予算を計上して整備しております。

次に、2点目の西野々地区・生田地区配水管更新工事の終了予定を伺うとの御質問ですが、西野々地区配水管布設替工事については、令和2年度から実施しており、令和5年度、本年度ですけれども、に完了する予定といたしております。

また、生田地区配水管布設替工事につきましては、今年度から実施いたしまして、令和9年度に完了見込みであります。

次に、3点目の(2)の工事は、起債事業により行うと伺っているが、資本金を取り崩して工事に充てることはできないか伺うとの御質問ですが、兵頭議員からの過去

の資本金の使い道等の一般質問にもお答えさせていただきましたように、決算書に組入資本金を計上いたしておりますが、この組入資本金は、未処分利益剰余金を、議会の議決を経て、資本金に組み入れた組入額に相当するもので、既に資金的支出に充てられたもので、現金の裏づけがないものでありますので、取り崩して工事に充てることはできません。

次に、4点目の(2)の工事は、国庫補助事業対象にならないか問うとの御質問ですが、上水道事業の整備については、水道事業実務必携に記載されております、水道施設整備費に係る交付要綱に、いろいろなメニューがありますが、給水管の分岐を伴う配水管については、水道事業者が給水収益等の収益の中で、更新等の維持管理を行うべきものとされており、国庫補助事業の対象とはならないことになっております。

以上で、兵頭稔議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長(程内 覺君)

兵頭議員、質問1、(1)について再質問はありますか。

○2番(兵頭 稔君)

今の回答の中で、近永、下鍵山、それから新広見、それから今、西野々と生田は工事をやっていますと思うんですが、今言った3件については、49年とか、46年とか超えています。これについては、いつから工事を行うかを伺います。

○議長(程内 覺君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長(上田 司君)

ただいまの御質問でございますが、近永地区浄水場施設、これにつきましては、昭和48年度に整備いたしまして、49年度を経過しております。工事内容が浄水場施設でございますので、着水地、配水池等のコンクリート構造物が主な事業内容となっておりますので、コンクリート構造物につきましては、先ほどもありましたように耐用年数が目安といたしまして、おおむね60年となっておりますので、まだ更新の予定はございません。

ただ、浄水場施設に設置しております電気計装設備、またポンプ等につきましては、現在事業を実施しておりますので、更新をしている最中でございます。

また、下鍵山配水施設、53年度に整備して、これは44年たっておりますが、これにつきましては、下鍵山の一部に配水管が残っております状態でございます。予定につ

きましては、現在の愛治地区の配水施設が、整備された後の予定をしておりますが、事業費等の関係を考慮いたしまして、早めに整備することも考えております。

あと、西野々地区の導水管、配水管、浄水場につきましては、先ほど説明がありましたように、西野々地区につきましては、今年度終了予定、生田地区につきましては、5か年計画で整備を実施する予定でございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい、了解。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1、（2）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

ありません。兵頭議員、質問1の（3）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

この起債事業の分なんですけど、これ、5年度の施策の説明で、ここで説明された分については、起債事業と書いてありました。この間の区長・組長会では、補助事業と多分書いてあったと思うんですが、どれが補助事業で、どれが起債事業に当たるかをお願いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

御質問の3につきましては、（2）の工事は、起債事業により行うということになっております。（2）の工事は、西野々地区と生田地区の配水管更新工事でございますので、これにつきましては、起債事業で行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

区長・組長会で説明された分の補助金というのは、どこの工事なんですか。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

補助金、現在当町の水道事業におきまして、補助金の対象となっております事業は、現在進行中であり、広見地区の電気計装の設備の更新工事が補助対象となっております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

じゃ、この西野々地区、生田地区ではないということですね。よろしいですか。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

先ほど申し上げましたように、西野々地区、生田地区につきましては、起債事業での工事を予定しております。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

了解。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、質問1の（4）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

それでは、以上で質問1については、終了しますので、質問2をお願いします。

○2番（兵頭 稔君）

総務財政課の施策概要について質問します。

経営的事務事業の中の8で、中型バス及びマイクロバスの運行管理に関することとあるが、下記について問います。

（1）運転手の採用基準と職務、待遇について伺います。

（2）運行前の点検、アルコールチェック等について伺います。

（3）事故があった場合の処理及び責任体制について伺います。

（4）ドライバーの1日最高の実ハンドル時間、走行キロ、長距離運転の場合の休憩時間などを伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第2番目の総務財政課の施策概要についての御質問にお答えをいたします。

中型バスとマイクロバスの運行管理についての御質問ですが、現在、総務財政課が管理しております公用バスは、マイクロバス2台と中型バス1台の計3台であります。

マイクロバスのうち1台は、管理運行を業者に委託しており、もう1台は、町の会計年度任用職員が管理運行を行っております。また、中型バスにつきましては、老朽化のため使用を中止しており、廃車予定といたしております。

それでは、まず、1点目の運転手の採用基準と職務、待遇についての御質問についてお答えをいたします。

運転手の採用基準といたしましては、大型二種免許、または大型一種免許を有することを条件としており、筆記試験及び面接試験の結果により、合否を判断して採用いたしております。

職務内容については、中型バス及びマイクロバスの管理運行を主たる業務とし、パートタイム会計年度職員として雇用いたしております。また、給与については、時給単価に勤務時間数を乗ずることとしており、勤務時間については、バス使用日の点検及び運行を含んだ時間といたしております。

次に、2点目の運行前の点検、アルコールチェック等についての御質問についてお答えをいたします。

運行前点検につきましては、国土交通省が示しております「自動車の点検及び整備に関する手引き」を基に、運行の前後に運転手により、タイヤ空気圧・ヘッドライト

や方向指示器等の電気関係・冷却水・エンジン周り・ブレーキ及びクラッチ作動状況・燃料等について点検を行っております。

また、アルコールチェックについては、運行前にアルコールチェッカーを用いて検査を実施して、その結果を記録し、運行後は目視により確認を行っております。

次に、3点目の事故があった場合の処理及び責任体制についての御質問についてお答えをいたします。

事故があった場合の処理につきましては、鬼北町安全運転管理規定により、まず被害者の救護、次に、所轄警察署への連絡、そのほか状況により必要な応急処置を行った後、鬼北町が選任している安全運転管理者、現在は総務財政課長ですが、そちらへ報告するとともに、鬼北町職員服務規程により、交通事故てん末報告書を総務財政課へ提出することといたしております。

次に、事故の責任体制につきましては、公用車運転中の事故ということになりますので、町に賠償責任があり、事故の補償につきましては、他の公用車同様、町が加入しております保険での対応となります。

次に、4点目のドライバーの1日最高の実ハンドル時間、走行キロ、長距離運転の場合の休憩時間の御質問についてお答えをいたします。

まず、最高実ハンドル時間につきましては、鬼北町バス運行管理規定では、1日の実運転時間を、運転手1人につき6時間以内としております。また、走行距離につきましては、マイクロバスの走行距離上限を300キロとし、中型バスを350キロとしておりましたが、令和元年度11月からは、中型バスの老朽化により、県内限定とする運行制限を設けましたので、マイクロバスの走行距離の上限を350キロとして運用しております。この距離数は、運転手の健康面において、国土交通省が示す基準である昼間500キロ、夜間400キロを超えない範囲で、運転手と協議し、定めた上限となっております。

また、350キロを超える場合であっても、特別な事情により、町長が許可する場合に限り、国土交通省の基準を超えない範囲で走行することも可能としております。

次に、長距離運転の場合の休憩についてですが、有償で運行をしている運送事業者の場合は、貨物自動車運送事業法の規定により、休憩した地点や日時を記録する義務がありますが、公用車の場合は、規定がありませんので、行程スケジュールを確認した上で、適宜休憩を取るよう、使用申請者（担当課）と調整を行っております。

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準にあります、運転時間4時間ごとに30分の休憩、もしくは4時間以内に30分の休憩を分割して確保するよう、改めて

周知してまいりたいと考えております。

以上で、兵頭稔議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、質問2、（1）について再質問はありますか

○2番（兵頭 稔君）

採用基準の件なんですけど、健康診断とか、そういった分で問題はないか、それと年齢の制限はないのかを伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

パートタイムと会計年度職員ということでして、健康診断については、現在実施をしております。また、年齢についても会計年度職員については、上限がございませんので設けておりません。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

今の回答なんですけど、年齢制限なし、健康診断もなしということなので、もし途中で気分が悪くなって事故をしたりとかの責任というのは、どういう感じで取られるんでしょうか。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それぞれ筆記試験と面接はあるということで、実際に面接するとき、候補者の方、試験を受けられる方の状況というものをしっかりと試験官が見るということは、もちろんなんですけども、健康状態はどうですかとか、いろんなことを伺って、御本人の返答・対応ということはしっかり見ていかなければならない。

それから、年齢制限については、全国の流れとして、60歳以降の再就職といえますか、働く職場、働く機会の拡大というところで、年齢制限を設けない状況が一般的になっておりますので、ただ、今ほど議員さんが心配をされておる年齢の高齢化過ぎ

るといいますか、そこら私も言い方は分かりませんが、そこについては、試験のほうでチェックするというふうなことで御了解いただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい、了解です。

○議長（程内 覺君）

質問2の（2）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

運行前点検について日誌とか、今日はここは異常なかったよという日誌とかいうのはつけてありますか、それを確認お願いします。それと、アルコールチェックの機械をいつ買ったか教えていただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

点検等につきましては、運行日誌のほうへ不備があった場合は記入するようになっております。それから、アルコールチェックにつきましては、昨年のちょっとはつきり日付は覚えてないですけども、義務化された時点でもう購入をしております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、よろしいですか

○2番（兵頭 稔君）

アルコールチェックについて、誰が確認をするのかお願いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

警察庁の交通局から出ております通達によりますと、安全運転管理者が確認をする
と、または安全運転管理者が確認できない場合は、副安全運転管理者、また、さらに

安全運転管理者が業務を補助するために示した者ということで、現在は、バスについては、総務課職員のほうが確認をしております。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

具体的にどういうふうな形で、対面でやっているのか、電話でしているのか、後で異常がなかったよというのを確認しとるのかお伺いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務課長が、総務財政課でやるときに私も見ておりませんが、総務課長がいないとき、私の秘書が目視で対面でやっとするのは何回も見ております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、兵頭議員、質問2の（3）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問2の（4）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

先日、山口県のほうに研修に行ったときに、走行距離が350キロを超えたので、そのときは2人業務にしたんですけど、今世の中は高速時代になっていまして、もう少し運転手の走行キロを延ばすことはできないかお伺いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

先ほど町長の答弁にもありましたように、国土交通省の基準以内ということで、今

は若干少なめにしております。運転手さんの健康面も考えまして、安全面も考えてということではありますが、そういう御要望がありましたら、もし今後検討して距離を増やすことも検討はしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

以上で質問2については終了します。

続いて、兵頭議員、質問3についての質問を行ってください。

○2番（兵頭 稔君）

質問3について伺います。

日吉支所の施策概要について。

日吉支所の主要施策の概要と推進方針の中の3で、節安山岳レクリエーション施設の管理運営について、下記のとおり伺います。

(1) 林道日向谷節安線開通とあるが、開通日を伺います。

(2) 町職員が自然体験や清流イベント等に勤務した場合の取扱いについて伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第3番目の日吉支所の施策概要についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の林道日向谷節安線開通とあるが、開通予定日を問うとの御質問ですが、林道日向谷節安線につきましては、日吉地区の日向谷地区と父野川上地区を接続する基幹林道として、特殊森林法人森林開発公団によって、平成6年度に着工され、その後、平成21年度から愛媛県が事業を引き継ぎ、現在、令和9年度完成予定で開設事業を進めているところであります。

次に、2点目の町職員が自然体験や清流イベント等に勤務した場合の扱いについての御質問であります。節安ふれあいの森では、4年前までは、毎年日吉地域の住民の方を中心に活動されている、日吉一希を起こす会が、清流と親しむイベント「せせ

らぎ魚っちんぐ」を開催されていましたが、新型コロナウイルスの影響により、ここ3年間中止を余儀なくされ、今年度は、7月16日の日曜日に4年ぶりに開催する予定で準備を進めていただいていると伺っております。

イベントを主催する団体に役場職員が所属し、参加している場合には、もちろん勤務としての取扱いはいたしません、イベント当日に、節安ふれあいの森を担当しております日吉支所の職員に勤務を命ずる必要がある場合には、月曜日から金曜日までの勤務日に振替休日を割り振る予定にいたしております。

以上で、兵頭稔議員の第3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、質問3、（1）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

今現在、日吉節安線、県道なんですよ。それを通って林道の整備を行っています。今大型ダンプが物すごい数で行き来をしているんですが、その関係で路面がかなり傷んでます。その路面の修理は誰が行うのかと、それと、5月1日に、町長もそれを視察に行かれたと思うんですが、その状況を見てのとおり大変だと思うんですけど、この後、7月夏休み後、そうめんが始まると思うんですよ。流しそうめんが。そのときに、また工事車両と一般の観光のお客さんとががっちんする場合があると思うんで、その辺の交通整理とか、そういったことを考えているかどうかを伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

今、兵頭議員が心配されるところは、節安のそうめん流しといいますか、観光におけるシーズンが来ておるのに、トラックの往来が激しいのはいかがなものかと、多分ということやと思うんですけども、実はその話を私も伺っておりますので、ある県議さんのほうからも御指摘をいただいて、地方局のほうに話をし、何か方法はないかということで、これは合併当初からもこの話がありまして、新町発足のときにその分について対面信号をつくってほしいというような要望もされたらしいんですけども、警察のほうは、なかなか信号をつける、工事の区間以外で信号をつけるのはなかなか難しいんですということで、県内でもそういうところはあまりないということです。それについては、勘弁してほしいというふうなことだというふうに伺っております。

今回も話をしたんですけども、とりあえず、県のほうからは、この向こうについては、対面の部分がありますというふうな看板はつけてもらうようにはお願いはしとる

んですけども、対面の信号については、少し今のところはオーケーというところにはま
でいっておりません。それが現実なところですよ。

○議長（程内 覺君）

町長、路面の補修について。

○町長（兵頭誠亀君）

議員さんがおっしゃったのは、林道の方やなしに、下のほうですかね。

○2番（兵頭 稔君）

そうです。

○町長（兵頭誠亀君）

県道のほうですね。私も5月の頭に行ったんですけども、確かに多くの箇所です
凸凹がありますので、その分について、夏のシーズンまでに少しでも直してもらえ
るように、再度、県のほうにお願いをしてみます。

以上でございます。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問3の（2）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

これで兵頭稔議員の質問を終わります。

次に、4番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

中山議員は、質問席へ移動してください。

時間は、ただいまから60分の予定です。

中山議員、質問1についての質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

議席番号4番、中山定則です。

先の通告のとおり、一般質問を行います。

質問1、鬼北町地域公共交通について。

鬼北町は、令和5年度から令和9年度までを計画期間とし、鬼北町地域公共交通計

画を策定しました。次のことについて問います。

(1) 運賃割引等に係る補助事業の計画内容について問います。

①対象路線、対象者、割引率、実施時期・期間等について問います。

②運賃割引は、今回導入する予定の地域公共交通システムで行う予定であるかについて問います。

(2) バス等の公共交通乗り方イベントの内容とその効果について問います。

(3) バス等の公共交通を利用したお出かけプラン座談会の内容とその効果について問います。

(4) 公共交通事業者から交通事業者の会議を開催してほしいとの意見がありましたが、法定の交通会議、地域公共交通活性化協議会の会議のほか、定期的に鬼北町と交通事業者との連絡会等の会議を開催する考えはないか伺います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第1番目の地域公共交通計画についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の運賃割引等に係る補助事業の計画内容についての御質問であります。まず、運賃割引の対象とする交通機関につきましては、町内タクシー及び町内を運行する民間路線バスを想定し、対象者につきましては、免許を有さない高齢者等を助成対象として検討をしているところであります。

具体的には、利用者が対象の交通機関を利用する際に、町が発行する交通系カード、またはスマートフォンアプリによるキャッシュレス決済により、割引後の運賃をお支払いいただき、割引分の運賃相当額については、今年度、開発導入を予定している管理システムにより、事業者へ補填することを想定いたしております。

割引率や割引となる運行範囲など、制度詳細につきましては、現在、担当課において。

○議長（程内 覺君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

割引率や割引となる運行範囲など制度詳細につきましては、現在、担当課において、恒久的な助成制度として制度設計を進めているほか、システム概要や事業実施時期につきましては、交通事業者等の意向も踏まえ、今後、関係事業者及びシステム開発事業者との調整を進める予定にしております。

次に、2点目のバス等の公共交通乗り方イベントの内容と効果を問うとの御質問ですが、基本計画におきましては、保育所等での出前講座や、高齢者が集う地域サロン等において公共交通乗り方イベントの開催に取り組むこととしており、子どもの頃からバス等の公共交通機関に慣れ親しむ機会として、また、高齢者の皆さんには、町が実施する運賃割引事業の御案内やキャッシュレスによる乗り方講話など御理解を深めていただける機会として計画したところであり、地域公共交通の利用促進効果を期待し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目のバス等の公共交通を利用したお出かけプラン座談会の内容と効果を問うとの御質問ですが、公共交通機関を利用して目的地まで外出した場合の所要時間や利用運賃、到着時間などのプランを基に、その利便性等について意見をお聞きするなど座談会を計画するものであり、座談会での意見については、交通事業者と情報を共有し、運行ダイヤの見直し時期において参考としていただくなど、利便性の向上を目的に取り組むものであります。

なお、今年度につきましては、三島ふれあいタクシー運営協議会に御協力をお願いし、座談会内容について、協議の上、実施したいと考えているところであります。

次に、4点目の法定の交通会議、地域公共交通活性化協議会の会議のほか、定期的に鬼北町と交通事業者との連絡会を開催する考えはないかとの御質問ですが、これからの地域公共交通の在り方や支援施策を推し進める上で、議員御提案の連絡会開催については、町としても重要な視点と捉え、今後、交通事業者の意見を踏まえ、開催に向け、協議・検討を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

運賃割引に係る補助事業ということで、この鬼北町地域公共計画の67ページなんですが、今答弁があったように、①でタクシーと路線バスが対象、JRについては、対象にならないのか。

それと、実施時期は検討中、期間については恒久的にということで、今検討中ということなんですが、67ページに書いてある割引補助事業の実施と書いてあって、運賃割引等に係る補助事業を創設する、この補助事業に係る、運賃割引に係る予算措置、財源等についても問います。

まず、これだけ再質問をさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

まず、1点目の割引事業につきまして、交通事業者、JRを対象とされないのかというような御質問であったかと思いますが、議員も御承知のとおり、現在のJR予土線につきましては、先月高知県、愛媛県の交流会議におきまして、両県において、今後、合同協議会をつくった上で、合同で一体となって取り組んでいきたいというような報道が出ていたと思います。

そういった中で、現在それぞれの沿線市町、並びに高知県、愛媛県が一体となって利用促進に取り組んでいきたいというような方向もございますので、本来、鬼北町といたしましては、JRも含めてそういった部分を検討させていただきたい部分もございましたが、まずは、今後、設立される協議会として、この運賃割引制度というのが重複して計画がされていたり、また今後、実施をしていく予定がないのか、そういった部分を見極めた上で、仮に予定がないとか、また、検討の財源措置等についても県のほうにお伺いをする中で、予土線利用に係る割引事業等につきましては、また町単でやるのかどうかというのをまた検討していきたいと考えているところでございます。

次に、2番目の財源についての御質問でございますが、現在検討中ではございますが、過疎対策事業債におけるソフト事業分であったり、過疎地域自立促進基金における交通手段の確保分、そういった基金等を利用してその財源を確保したいというふうに検討しているところであります。そのほか、ふるさと納税であったり、一般財源等においても活用をしていくことができればと検討をしているところでございます。

以上でございます。

○4番（中山定則君）

すみません。対象者は、免許を有しない高齢者のみなのか、再度答弁をお願いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

免許を有さない高齢者等というふうに申し上げました。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（中山定則君）

等というのは、どういう方も検討するということですか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

高齢者以外で、例えばですが、重度の障害をお持ちの方で、自家用車運転の困難な方等についても検討する余地があるかもしれないので、高齢者等ということでお答えをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

先ほどの答弁で、私が②で運賃割引は今回導入する地域公共交通システムで行う予定かという回答の地域公共システムで行うのか、再度答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、今年度当初におきまして、割引事業の導入に伴うシステムにつきましては、地域公共交通システムという形で議員の皆様にご説明をさせていただいたところではございます。その後、その公共交通システムにおける割引のやり方を検討する中で、先進地等の実際に実施をされている市町の状況等も確認する上で、割引事業に利用するシステムにつきましては、デジタル地域通貨システム等によって割引を実際に実施されている、そういった事業を展開されている市町さんが

ございましたので、今回そういったところも参考に先月プロポーザルを行いまして、事業者の決定をさせていただいたところでございます。

なので、今回契約を6月中旬にさせていただく予定としておりますが、そちらにつきましては、割引事業のシステム構築開発に伴う業者との契約については、6月中旬に行う予定としておりますが、そちらにつきましては、名称自体は、地域公共交通システム開発業務という名前ではなくて、デジタル地域通貨システム開発導入業務という形で契約を予定しているところでございます。

○4番（中山定則君）

今の答弁なんですが、契約の関係、地域公共交通システムでないと言われたんですが、この支出については、当初予算の予算調書にあるように、交通弱者の公共交通の利便性向上を目指し、交通DXとしてデジタル地域通貨のシステムを導入し、利用しやすい公共交通の環境構築や運賃支援等を行うということで、3,000万ほどの予算がされます。とって、これは予算化された分で契約するとなれば、地域公共交通システム構築費委託料との契約になるんじゃないかということで、まず委託名がおかしいのではないかとということで質問させていただくということと、デジタル地域通貨ということで、システム導入ということなんですが、デジタル地域通貨とは、特定の地域内に流通し、参加店舗等で使える地域通貨がデジタル化されたものですというふうに説明があります。もともと地域通貨は、地域内のお金が循環する仕組みとして注目され、発行数を増やし、近年では、地域通貨のデジタル化により導入する自治体が増えているというふうな説明があります。

このデジタル通貨を使って運賃割引を行うという考えであるなら、先ほどの町長の答弁で、後でお金を割引分だけ戻すという感じみたいなんですが、その辺もちょっと途中で申し訳ない、その辺も質問させていただきたいのと、このデジタル通貨を使って運賃支払い、運賃割引をするための運用コストはどれぐらいかかるか。そして、今長々とデジタル地域通貨のことを言わせていただきましたが、今回導入予定のデジタル通貨、このシステムは、公共交通のみでしか使えないデジタル地域通貨なのか、併せて質問させていただきます。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

それでは、まず順序をちょっと前後するかもしれませんが、割引分について、後で還付はされるような答弁であったというような御質問であったかと思いますが、町長が答弁させていただいた内容といたしましては、もう既に割引をしている金額を利用者さんは支払っていただき、割引分につきましては、今回事業者さんのほうに御利用いただき、町が開発をさせていただくデジタル地域通貨システムによって事業者さんに割引分を振り込まさせていただく、そういったことを想定しております。

次に、運用コストのほうですが、コストにつきましては、システム、パッケージ分の導入と管理運営、更新作業、また障害対応や、チャージして使っていただくようなことで予定しておりますので、それら従量課金分含めまして、年額で大体250万程度というふうに事業者さんのほうからはお聞きをしております。

次に、公共交通のみでしか利用ができないシステムなのかというような御質問があったかと思いますが、今回のシステムにつきましては、当初中山議員のほうからも、デジタル地域通貨システムについて、今ほど御説明をいただきましたように、例えば地域内で商品券事業を仮にやらせていただくとなった場合には、そのシステムの活用が可能となります。また、行政ポイント等を付与して利用促進を図るという場合にもそのシステムが使えるということで、幅広く使えるような形のシステムを導入させていただくように予定をしておりますが、今回は割引事業ということをまずは前提にこのシステムを利用させていただくということで考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

デジタル地域公共交通システム構築に当たって、タクシー事業者、路線バス、宇和島自動車との協議をされながらシステムを開発する予定なのか。それと、開発に当たっては、どれぐらいの方がこのシステム、まず交通、今回どれぐらいの方の利用を予定しているのかについても伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○議長（程内 覺君）

課長、もう少しマイクに近づいてもらえますか。

○企画振興課長（小川秀樹君）

1点目に御質問いただきました、タクシー、バス事業者と協議を進める中で開発をするのかというような御質問であったかと思いますが、随時バス事業者、またタクシー事業者さんと協議をさせていただいている中、開発事業者もほぼほぼ決定をいたしましたので、今度、実際に車両に搭載をさせていただく予定の機械も実際持って行く中で、今後、こういった形にするのかというのを調整するような現在協議を進めているところでございます。

なので、もう既にバス事業者さん、タクシー事業者さん等につきましては、趣旨御理解をいただいた上で、事業の参入について、現在、協議調整をさせていただいているところでございます。

それと、大体どれぐらいの方が利用する見込みであるのかというような御質問でございましたが、一応答弁では、高齢者等ということで回答をさせていただいたところですが。仮にですが、65歳以上で免許を有しない方と、もし、させていただいた場合には、昨年度途中で数値を拾った場合には、1,700近い方が65歳以上で免許をお持ちでない。また、75歳以上とさせていただいた場合につきましては、1,500人ぐらいの方が免許をお持ちでないというようなことで確認をしております。

以上です。

○4番（中山定則君）

路線バスで一番利用しているのは、高校生等だと思うんですが、その方々については定期券だと思うんですが、その辺についての割引については、考えられていないのかについて再度伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

答弁させていただきましたとおり、当初導入におきましては、高齢者等を対象とさせていただく予定としておりますので、現時点におきましては、今ほど御質問のございました、学生等につきましても、当システムを使った割引ということを対象とすることは想定をしてないところでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ここの割引に関しては、当初予定といろいろ変わる部分もあるということなんです
が、利用者についての意見を聞くなど、町としてできる限り利用のしやすい、そして
実施するに当たって、毎年お金も要ることですので、その辺も含めて恒久的に行うと
いうことなので、十分利用者とも協議する、あるいは町民の方に周知をして実施をし
ていただくことを要望させていただきます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

新しいシステムですので、議員さんが御心配いただくのは、もちろん当然のことだ
と思うんですけども、今回今ほど高校生の話も出ましたけども、今回私がこの部分に
踏み切ったのは、もちろん公約でもあるんですが、それを事前に宇和島市さん、それか
ら松野町さんにも、宇和島自動としてエリアとして一体としてどうであるかと、やる
予定はあるんですかという問合せもしとるんですけども、宇和島市さんは宇和島自動
さんと協議はしとるけども、今すぐにやれる方向ではないというふうな状況がありま
した。それを1月、2月には、2回確認しとるんですけども、どうしてもそこまで宇
和島市さんたちと一緒にできないということであれば、鬼北町としては、今鬼北町は
宇和島市とは違う現状といいますか、もう毎月のように三島地区から、日吉地区の方
から、病気なんやけどもタクシー代をまけてもらうようなシステムはないやろうかと
いうような問合せがあるわけですよ。やはりそういうふうな種、大きな種があつて、
タクシーもなかなか来ないというふうなおじいちゃん、おばあちゃんをしっかりと町
立病院や宇和島市へ届ける、お届けする、議員さんが言われるように、もつともつ
協議をして、それから宇和島市さん、松野町さんエリアとして一体としてやる公共交
通システムがベストなんだろうということは分かっておるんですけども、やはりここ
は先行として鬼北町が困つとるんだということをしっかり議員の皆さんにお伝えして、
一刻も早くそういう方をお助けしたいという気持ちで、今回の予算を、予算といいま
すか、このシステムを導入に携わったわけでありまして。

ただ、その中には、今過渡期といいますか、スマホを使いこなせる方というのが、
多分70以下ぐらいなんじゃないかなと。これは私の憶測で語弊があるかもしれませ
ん。80歳前後の方々はスマホを使いこなせないという状況がある、その今過渡期で

あるというときには、やはりスマホ以外にカードをつくる、地域カードをつくって、カードを出して割引をしてもらうような形というのが、両方を使うのが今の鬼北町には合っているんじゃないかなと。やっぱり高齢者の方にスマホでピッピッピッとやるというようなことは、なかなかバスの中では難しいんじゃないかなということを考えて、両方できるようなシステムをするのが一番いいんじゃないかなというふうなことを話し合ったわけでありまして。

ですから、地域の方々と協議をするという議員さんのお考えも分かるんですけども、やはり何をおじいちゃん、おばあちゃんに願っているかといったら、安い料金で病院に行きたい、買い物に行きたいというところは、私は十分その目的としてあるんじゃないかなと。それを目的を達成するための行政出動というところで、ベストではないですけども、ベターな方法として先行的にやらせていただきたいというふうな思いでございます。御理解いただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

中山議員、（１）の１ですか、２ですか。

○４番（中山定則君）

②ですね。

○議長（程内 覺君）

②、そうしたら（１）の１の再質問ですか。再質問。

○４番（中山定則君）

再質問。

○議長（程内 覺君）

はい、どうぞ。

○４番（中山定則君）

先ほどの企画振興課長のほうの答弁をちょっと聞けなかった部分が、ちょっと聞き取れなかったんですが、JR四国のことなんですが、この計画の４９ページに、JRとしてチケットレスアプリ「しこくスマートえきちゃん」を導入するというふうな形で、鬼北町の駅に関して近永駅以外に駅員の配置、キャッシュレスについては、当面計画なしということでのヒアリング調査の回答があるわけなんですが、この辺についてどうなのか、再度質問します。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど中山議員さんからの質問について、J R 四国さんが現在リリースしております、スマートフォンアプリのえきちゃんというのが、実際にリリースされておりますが、こちらのスマートフォンを使って電子チケットを購入いただくような流れのアプリになっております。

今回このアプリをもう既にJ R さんがつくられておりましたので、その内容等について確認もさせていただき、J R 四国管内全て使えるのかどうかというのは、ちょっとまだ照会させていただいているんですけど、全てはちょっとまだ行き渡ってないというふうにもお話を聞いております。

そういった中で、仮にJ R さんに対しても割引事業をお願いさせていただく場合については、このえきちゃんというアプリを使って割引事業を進めるという部分については、鬼北町の地域性、高齢者の方が多い部分もございますので、ちょっとなかなか難しいんじゃないのかなというふうに企画振興課では検討をさせていただいたところでございます。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

再質問はありません。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

2と3一緒にやらせていただいていたいいですか。

○議長（程内 覺君）

はい、どうぞ。

○4番（中山定則君）

若干計画書に書いてある2と3、ちょっと先ほどの説明と若干違うような気もしたんですが、2も乗り方イベントの効果、そしてお出かけプラン座談会の効果、対象者と効果について、もう一度質問をいたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

乗り方イベントの対象者につきましては、計画書におきましては、保育所または高齢者さん等を対象として計画書を当初作らせていただいたところでございます。今年度、実際にバスを持ってきていただいて、そこで実際に講習をしていただく、そういった形で、現在、民間事業者さんと協議をさせていただいているところでございます。

効果につきましては、最初の答弁にもございましたが、小さいときから公共交通事業といいますか、バスになじんでいただいて、身近に感じていただく中で利用促進効果を期待したいということでございます。

5年度からの計画とさせていただいておりますので、今後、そういった形で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

お出かけプラン座談会のほうにつきましては、実際に例えば町外の病院等を目的と設定した場合に、公共交通事業を使ってどういった形で行けるのか、到着時間がどうなのか、そういった形を実際にプランを基に、地域に出向きまして高齢者等が集まるサロン等でこういった形で時間はこれぐらいですよと、こういった中で、なかなか使い方はどうでしょうかねということや地域の声を聞きたいということで、今回座談会ということで計画をさせていただきました。

実際に利用者、利用につながらない部分も含めて、声を聞かせていただく中で、交通事業者さんにその内容をお伝えし、ダイヤ改正の折に参考にさせていただきたいというようなことで計画をしております。

効果につきましては、利便性の向上を図りたいということでございます。

以上です。

○4番（中山定則君）

今あった3番のお出かけプラン座談会、計画では年に1回しか開催しないということなんですが、9年までの計画になっている。年1回の開催で効果も期待できますか、再度質問いたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

議員さん、今御質問がございましたとおり、計画書の中では、年1回ということで

計画をしておりました。いわば、サンプルとして年1回の情報を基にその内容を交通事業者さんのほうにということで考えておりましたが、最初の答弁にもお答えをさせていただきましたが、今年度、割引事業等も検討している部分がございますので、できれば幅広く、広くこういった座談会形式の場に出向いて、周知活動も含めながら、1回ではなくて、可能な限り開催ができればいいなというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

では中山議員、質問1、（4）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

答弁の確認なんですが、交通事業者との連絡会等を開催するという答弁であったかと思うんですが、それでよいかどうか、再度お伺いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

これほどのといいますか、住民向けのサービスを提供するのに交通事業者さんの御協力は書いてありますので、そこは必ずやらなきゃいけないなど。もちろんそれ以外に鬼北町として先ほど申し上げましたように、ほかの町と一緒にやれば一番いいんですけども、少し早めやらせていただきたい。今、本当に苦しんでいらっしゃる方を助けたいんですということを訴えて、ぜひとも協力してもらおうようにしていかなければならないと思っておりますので、議員さん方も御理解いただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

以上で質問1については、終了します。

それでは、中山議員、質問2について質問をお願いします。

○4番（中山定則君）

質問2、鬼北町地域福祉計画について。

鬼北町は、社会福祉法第107条による鬼北町地域福祉計画を令和5年度から令和8年度までを計画期間として策定しました。次のことについて問います。

(1) 広報きほくに常設の地域福祉コーナーを設けて、地域福祉に関する情報発信や、周知・啓発活動を行う考えはないか伺います。

(2) 令和4年度は、各種福祉分野において福祉に関する講座や学習会をどれだけ実施したのか。また、今年度から福祉に関する学習機会を拡充する計画はできているのかについて問います。

(3) 地域福祉ネットワークの構築に向けての町の取組が示されていますが、今年度から実施していく町の体制についてできているのか伺います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第2番目の鬼北町地域福祉計画についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の広報きほくに常設の地域福祉コーナーを設けて、地域福祉に関する情報発信や周知・啓発活動を行う考えはないかとの御質問であります。本計画策定に当たり、実施しました町民意識調査の結果からも、地域福祉に関する情報提供が十分でないと感じておられる方が多いことを認識したところでございます。

これまでも様々な媒体を活用して情報発信を行ってまいりましたが、必要な情報が必要な方に十分に行き届いていないと考えられることから、住民の皆さんに地域福祉の考え方を理解していただくため、支援や福祉サービスの内容をお伝えする方法の1つとして、中山議員の御質問にもありますように、広報きほくに常設コーナーを設け、福祉に関する幅広い情報を発信してまいりたいと考えております。

次に、2点目の令和4年度は、各種福祉分野において、福祉に関する講座や学習会をどれだけ実施したのか。また、今年度からの福祉に関する学習機会の拡充計画はできているのかとの御質問であります。令和4年度には、福祉に関する講座や学習会として、保健介護課地域包括支援センターによる認知症サポーター養成講座を町内小中学校7校で実施するとともに、住民講座としては、宇和島地区権利擁護センター、ピットの御協力により、愛治公民館・好藤公民館において、成年後見制度などに関する学習会を実施いたしました。

それ以外にも認知症の理解を進めるための講演会を2回開催しており、高齢者福祉や権利擁護の周知・啓発活動を行っております。

また、児童生徒が社会福祉を学ぶ機会として、鬼北町社会福祉協議会に御協力をいただき、町内小・中学校において、福祉体験学習を毎年開催しており、令和4年度には、日吉小学校・三島小学校・広見中学校で実施いたしております。

障害福祉の分野では、平成25年から毎年、宇和島圏域で実施しております、宇和島圏域手話奉仕員養成講座の入門課程と基礎課程を実施し、鬼北町からは1名の参加がありました。

また、地域福祉の担い手・地域の相談役として日々御活躍いただいております民生・児童委員の方々には、児童福祉から高齢者福祉まで幅広い知識の習得のために、全国・県等が主催の研修会に積極的に御参加いただいたり、鬼北町民生児童委員協議会においても、権利擁護、それから生活困窮者支援制度、それから生活保護等の学習会を開催し、地域福祉の大切な担い手として研さんを積んでいただいております。

また、宇和島地区保護司会鬼北分区におきましては、毎年7月に、社会を明るくする運動強化月間の活動の一環として、町内小・中学校において、ミニ集会を実施し、令和4年度については、好藤小学校と広見中学校で、更生保護とは何か、また命の大切さについての講演を行っていただいております。

令和5年度については、これらの講座・学習会・講演会の開催を継続しながら、認知症サポーター養成講座の対象者を高校生に拡充し、県立北宇和高校で実施予定といたしております。また、宇和島地区権利擁護センターの講座を実施していない公民館において、成年後見制度研修会の開催を検討いたしております。

また、地域福祉に関する学習といたしましては、講座等の開催だけでなく、広報きほくの常設ページへの掲載により、地域福祉とは何か、日頃の御近所のお付き合いや、声かけの大切さなどを再認識していただくことから始めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の地域福祉ネットワークの構築に向けての町の取組が示されているが、今年度から実施していく町の体制はできているのかとの御質問であります。町民の皆様が多様な困り事に対して、それぞれの相談窓口で解決する場合がありますが、多面的に支援が必要な場合も多くあり、また、困り事が多岐にわたり、行政の相談窓口適切につながらず、孤立されている場合もあることから、行政と地域が連携しやすい関係性であることや、幅広い分野の他機関協働体制が求められています。

現在、町の相談窓口においては、御本人、そして御家族からの相談だけでなく、各

種事業所・団体、また民生・児童委員をはじめとする地域の皆様からの情報提供などが寄せられていますが、必要に応じて、課題に対する支援の在り方を検討するケア会議やケース会議などを実施し、また困難事例等については、県の様々な機関や社会福祉協議会などからの助言・協力を受け、他機関協働により連絡会議等を設けて、解決に向けて取り組んでおります。

本町の体制といたしましては、日頃から保健・医療・福祉などの分野にとどまらず、教育・住まいなどの分野との協働に努めていることから、幅広い分野で支援についての検討を行う重層的支援体制の基盤はおおむね整っていると考えておりますが、今後は、会議や関係機関とのネットワークの中から、潜在的な相談者を見つけるといったアウトリーチ型支援に取り組むなど、一層の体制強化を図っていきたいと考えております。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

広報きほくに常設するということでの答弁だったと思うんですが、いつから、何月号から行うのかと、紙面的にはどれぐらいを考えられているのかについて伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

ただいまの御質問に回答をさせていただきます。

掲載予定としておりますのが、広報7月号から、ページ数として1ページに掲載をする予定としております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問2の（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

今年度からの計画について、今度、広報きほく常設のコーナーができるということなので、そういうところにもう今年度の計画は全てできていると思われまので、早めに案内ができるような形で載せていただくようなことはできないか再度伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

広報掲載の年間スケジュールという御質問でよろしいでしょうか。

○4番（中山定則君）

いや、学習会、認知症の講座がいつあるとか、そういう講座が決まっているんじゃないかと。

○町民生活課長（善家直邦君）

今年度計画しております様々な講座、学習会などにつきましては、広報にも地域福祉のコーナーにいつ頃掲載ということは、事前に周知をさせていただきます、より多くの方に参加をいただけるような形で推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

そうしたら、中山議員、質問2の（3）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

この鬼北町地域福祉計画、社会福祉法の第107条によるということで、計画、努力義務になったということなんですが、鬼北町においては町民生活課、保健福祉課、危機管理課、あともろもろの課が関わっていると思われまですが、私が今回質問したところの3のところ、ネットワークのことで書いてしまったんですが、町の体制、この計画を実現するための体制は、現体制で、町民生活課福祉係が中心となって増員もせず現体制で行う考えなのかをまず質問させていただきます。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

今、中山議員がおっしゃったのは、今回この社会福祉法に基づく計画の分が、令和5年度末までに義務づけられたといった部分、努力義務が義務になったということでもありますので、それを今までありました障がい者福祉計画とか、児童福祉計画等についてをまとめて上位計画になるわけでありまして。その部分を多分心配をなされとるんだろうなど。私、これの部分について、宇和島市のある私の同級生に話を聞いて、この計画ができるときに、市として何か大きな組織としてあるんでしょうかと聞いたら、今のところはないんですよと、ただ、連携するといいますか、横での会議が増えるだろうなというふうな話がありました。それを12月頃に伺いましたので、町としましても、やはり今言われました福祉・保健、それから危機管理、それから住宅の部分ですね。そこら辺りも含めた連携会議のことも先ほど答弁で申し上げたとおりでございます。

何せ、今回からできた計画、上位計画でありますので、中身をしっかりせないけんと思っているんですけども、今回、私がポイントとしましたのは、中身を見ていただいたら分かるんですけども、やはり危機管理と同じように、福祉の部分も行政側ができる部分と一般の方々に助けていただくという公助の部分、自助・公助の部分というものを少し町民の方々に啓発していかなければならない時代になっているということは実感いたしております。

それで何というかな。概要のほうにも、自分たちでできること、それから行政ができることとしっかり明記したわけでありまして。その分が、今までの各それぞれの計画とは違う部分で、より町民の方々に分かりやすい計画としてお示しする必要があったということは御理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○4番（中山定則君）

再度になるんですが、今言われたことも分かるんですが、ガイドラインにはこのように書いています。全庁的な体制整備として、地域生活課題を抱えるものを包括的に支援していくための福祉・保健・医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備、これはガイドラインに示されております。

それに向けて、答弁がされていないので、現体制で増員もせずに、この計画を実行していくということが可能かどうか、可能というか、なかなか大変ではないかと思っておりますので、再度、やはりこれ上位計画ということですので、ガイドラインに細かく示

されておりますので、それがないと、法上の福祉計画としては認められない、認められているかどうかちょっと分からないんですが、認められないとまで書いています。

その辺も含めて、やはり窓口を一本化というのは難しいと思うのですが、先ほど答弁があったような形をはっきりさせていくというか、やはり地域福祉課までつくるといことまでは行かないのかもしれませんが、それほどこの計画というか、町長も挨拶に書かれておりますように、これは地域共生社会に通じることということで、計画されたものでありますので、ここの計画の策定背景にもあるように、全ての人が地域社会づくりを考え、行動の契機となることが重要ですよということで、この計画を実践することで、少子化・高齢化・地域の過疎化・環境問題などといったいろんな問題について、解決の方法としてこの地域福祉づくりがあるという、こういう計画になっていると思うので、ぜひともその辺まず全庁的な体制、現体制のままですることができるのかということで、最後の答弁をいただいて、終わりにさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

上位計画ではありますけども、ただ、中身についてこれまで鬼北町が取り組んでおりますそれぞれの会計額の分が間違っことは全くしていないというふうに私は理解しておりますので、それをまとめたものと、ある程度まとめたものというふうな認識を私はしております。

中身について、先ほど申し上げましたように、体制そのものについて現在この計画に基づいた担当という者は置いておりませんが、それぞれ福祉そのものについて、または保健医療いろんな形の部門をサポートする大きな意味では福祉につながるような福祉サービス、公共サービスにつながるような人員については、適宜それぞれのところに増やしておるつもりでございます。中身につきまして、詳しいところを町民生活課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

福祉に関わる業務というのは、非常に幅が広く、また多岐にわたっております。支援を必要とされる方の救済といったこと以外の業務も大変多く、事務も煩雑であります。ですので、分野ごとの専門知識を養う業務の中で、そこで得られた専門的な業務知識を持ち寄った人材が必要時に参集し意見を出せるような場ということをつくることで、効率的な業務の遂行が図られるというふうに考えております。

ただ、中山議員さんの言われるとおり、市町村全体での体制整備を推進するという

ことも効果が期待できるという点も思われますので、効果的に業務を進めるということも含めて、今後、また検討させていただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

これで中山定則議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

再開を11時5分とします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

次に、8番、芝照雄議員の一般質問を一問一答方式で行います。

芝議員は、質問席へ移動してください。

○8番（芝 照雄君）

8番、芝照雄です。

通告のとおり、一般質問を行わせていただきます。

○議長（程内 覺君）

時間は、ただいまから60分です。

質問1について芝議員、質問してください。

○8番（芝 照雄君）

質問1、町内自治会・組組織の統廃合について。

ここ近年、急速に進む高齢化・組組織脱退等における自治会の役員なり手不足問題が、各地で問題視されていると思います。そこで、町内の自治会組織の再編について伺います。

（1）自治会の再編について、行政側の考え方や捉え方を伺う。

（2）自治会の再編について、行政主導でできるのか、できないのかを伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、芝照雄議員の第1番目の町内自治会・組組織の統廃合についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の自治会の再編についての行政側の考え方、捉え方と、2点目の自治

会の再編について、行政主導でできるのか、できないのかの御質問について、関連がありますので一括してお答えをさせていただきます。

議員御指摘の自治会・自治組織の役員のなり手不足、あるいは自治会加入率の低下については、全国的に問題になっていると承知をいたしております。

鬼北町においても、高齢化や人口減少、未加入世帯の増加などにより、短い周期で区長・組長等の役が頻繁に回ってくるといった組織があるということは承知をいたしております。ここ数年の区長組長会におきましても、同様の意見を何度かお伺いしております。

また、地区によっては、現実問題として組織の運営が難しくなり、組の休止や統合をしたところもあります。近年、再編された自治組織につきましては、解散、活動休止、合併、吸収合併等の再編例がありますが、いずれもそれぞれの組織で話し合いを重ねて、それぞれの意思決定をされたものであると認識いたしております。

自治会というのは、地域住民が地域において自主的に運営している自治組織ですが、それぞれの組織において、成り立ちや活動の歴史、地理的状况において独自性がございます。行政が主導して自治会の再編をすることは、法的に問題はないとしても、自治会において最も尊重されるべきは、地域住民の意思であり、自治会の再編については、それぞれの自治組織としての意思決定によるべきものと基本的には考えております。

しかしながら、再編に当たり、自治会だけでは解決できない問題については、行政としても何らかの支援は必要であると考えております。今すぐに有効な解決策はありませんが、全国的な問題でもありますし、御案内のとおり、昨日の久万高原町の定例議会においても、議論された模様でございます。

ほかの自治体の状況も情報収集し、有効な対策については、本町でも取り入れてまいりたいと考えておりますので、地域の実情を最も把握していらっしゃる議員各位におかれましても、さらなる御教示をいただきますようお願い申し上げます。

以上で、芝照雄議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

芝議員、再質問はありますか。

○8番（芝 照雄君）

町長の答弁をいただいて、再質問をするほどのものはないんですけど、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、小さい40戸とか、40戸未満ぐらいの組織の方のところに関しては、3年に1回区長が回ってくるとか、そういう実情も私は聞いて

おりますので、今年で区長5回目よとかいうのもよく耳にします。それを近隣の組織が一緒になれば、人数も増えて、個人負担が少なくなるのは目に見えていると思います。全国的にもやはり高齢化等、人口減少、これが一番問題かなと私も感じておりますが、答弁の中にもありましたように、行政側から率先して統合を促すというのは、なかなか難しいかなと私も感じておりますが、少なからずとも各自治会組織、組組織においては、やはり若い子、若い人たちと高齢化の人たちとの狭間でなかなか言い出せないのが現状じゃないかと私も感じておりますので、今後、行政側として各自治会、組組織に対して何らかのアクションといたしますか、こういうときには、こういう手立てがありますよとかいう事例等の発信を今後はしていただくような考えはないのか、できないものかをお伺いしたいと思います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

芝議員もこの御質問の内訳には、心底各組、集落の維持というものについての苦難さといいますか、それを危惧されての御質問だと思います。本当にありがたいと思っております。

町が今までやってきたことが、今ほどの答弁にはならないんですけども、ただ、組、それから部落の組織そのものの人に対する支援というものはしていなかったんですけども、前からここ数年で議員さんらにお話ししてますように、小さい集落がなお厳しいというところの集会所等を整備するための補助の考え方、今までは補助率というものを2,000万の集会所でも、1,000万の集会所でも、補助率が一緒だったために大きな集落よりは、小さい集落が個人負担が多いというところを今からは変えていこうじゃないかというところで、1人1家庭の御負担を3万なり5万なりと、大きな集落も小さい集落も同じ負担にして、自治組織を支えていこうと。それが自治組織を守っていただきたいという行政からのメッセージであると私は思っております。

ただ、それ以上に今難儀なのは、実際に人がいらっしやらないというところでありまして、その部分については、今までの統合とか、吸収になったところの事例というのが、少ないほうからお願いされたり、また、協議をしてなったりといったところで、行政が直接中の中に入ったとかはないものですから、どのようなアドバイスをしたいかというのは、ちょっとすぐにはここでは答弁できないんですけども、一緒にそこら辺りのアドバイスの方法についても御教示いただければ幸いです。申し訳ございません。

○議長（程内 覺君）

芝議員、了承ですか。

○8番（芝 照雄君）

はい、了承です。

○議長（程内 覺君）

それでは、以上で質問1については、終了します。

続いて、芝議員、質問2についての質問を行ってください。

○8番（芝 照雄君）

質問2、町内各小学校・保育所・公園の遊具について質問をします。

最近、新聞等でも掲載されましたが、県内の小学校・保育所・公園の遊具の破損等による児童生徒のけが等の事故が見受けられるが、町内の各小学校・保育所・公園の遊具の実態について、次のことを伺いたいと思います。

（1）町内の遊具点検等の頻度を伺う。

（2）行政・教育委員会として、児童・生徒・園児に対する遊具の在り方をどのように考えているのかを伺う。

（3）遊具の撤去後、新設の考えはあるのかないのかを伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、芝照雄議員の第2番目の町内各小学校・保育所・公園の遊具についての御質問にお答えをいたします。

1点目の町内の遊具点検等の頻度についての御質問ですが、小学校の遊具の安全点検につきましては、学校保健安全法施行規則において、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならないと規定されており、それを踏まえ、現在、町内の各小学校におきましては、毎月、教職員による遊具の日常点検を行っており、異常があれば、教育委員会に速やかに報告されることになっております。

変形及び異常を確認した場合には、直ちに遊具の一部、または全部の使用中止の措置を講ずるとともに、必要に応じて遊具の構造や点検に関する専門的な知見、技能を有する専門技術者による点検を実施しております。

次に、鬼北総合公園の遊具についてであります。鬼北総合公園の管理運営につきましては、鬼北町スポーツ協会を指定管理者としておりますので、スポーツ協会職員

が、毎月3回程度の日常点検を実施しております。

また、鬼北総合公園は、都市公園法に規定する公園であり、都市公園施行規則において、遊具の点検は年1回を基本とすると規定されており、年に一度、専門業者による点検を実施いたしております。

下鍵山公園につきましては、令和2年3月に遊具を設置いたしましたが、公園利用者の安全確保を図る観点から、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針に準じて、令和4年度から年1回、専門業者による点検を実施いたしております。

また、保育園の遊具点検の頻度につきましては、厚生労働省通知、児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保についての中で、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針を活用することとなっており、この指針に基づき、遊具の構造や詳細な点検に関する専門的な知見、技能を有する専門技術者による定期点検を年1回実施しております。併せて、毎月1回、各保育所において職員による点検を行っております。

次に、2点目の行政・教育委員会としての遊具の考え方についての御質問ですが、子どもは、遊びを通じて自らの限界に挑戦し、身体的、精神的、社会的な面などが成長するものであり、集団の遊びの中での自分の役割を確認するなどのほか、遊びを通じて、自らの創造性や主体性を向上させていくと考えられております。また、遊具につきましては、多様な遊びの機会を提供し、子どもの遊びを促進させるものであり、子どもにとって魅力的であるばかりか、その成長に役立つものであります。

小学校における遊具を含めた施設・設備の設置につきましては、小学校設置基準の中で、小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならないと規定があり、それに基づき町内の小学校にも遊具を設置しております。

また、保育園につきましては、保育所保育指針の保育所保育に関する基本原則の中に、保育の環境の1つとして、施設や遊具などの物的環境を整備し、子どもの活動が豊かに展開されるよう設備や環境を整え、安全の確保などに努めることとされており、町といたしましても、子どもが好きな遊びを選択することが自己表現の第一歩となることや、保育士が子どもの興味や関心と心身の状態を知り、遊びを通じて児童の成長を見ることができることなどから、保育園にとって遊具は必要なものと認識いたしております。

今年度4月に開園した、きほくの里保育園におきましても、このような考え方に基

づき、遊具の整備を行いました。今後、改修を予定している園においても、施設の改修等と併せて順次整備していく予定といたしております。

次に、3点目の撤去後、新設の考えはあるのかとの御質問ですが、小学校の遊具を撤去した場合、学校の要望等により遊具の新設を行っております。

最近では、平成27年度に行った専門技術者による遊具の点検結果を踏まえ、平成28年度に修繕不可遊具を撤去し、平成29年度から平成31年度にかけて、学校からの要望により、新規遊具の整備を行っております。今後も必要に応じ、遊具の修繕や撤去を行い、撤去後の新規遊具につきましては、学校と協議し検討したいと考えております。

次に、鬼北総合公園の遊具につきましては、平成29年度に修繕不可遊具2基を撤去し、新設しております。また、令和3年度には、修繕不可遊具2基を撤去し、それに代わる遊具2基を今年度設置する予定といたしております。

また、保育園につきましては、きはくの里保育園と、今後、遊具も含めまして改修等の整備を行う予定の2か所の認定こども園においては、当分の間は問題なく使用できると考えておりますが、将来的に使用禁止となった場合等については、対象遊具の規模や園児数等を考慮した上で、遊具の整備について検討してまいりたいと考えております。

以上で、芝照雄議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

芝議員、質問2の（1）について再質問はありますか。

○8番（芝 照雄君）

答弁で、業者による点検を毎年行われとるということですけど、鬼北総合公園は毎年で、各小学校も毎年点検をされとるんでしょうか。それと、先生方による点検、毎月実施されとるということなんですけど、チェック表とか、そういうので点検をされているのか。ただ、見て回って点検だけなのか、その辺を再度お聞きをしたいと思います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

教育長が答弁をいたします。

○教育長（行定洋嗣君）

ただいま御質問いただきました業者による点検は、各小学校が毎年行っているかと

いう点でございますが、毎年は行っておりません。必要に応じて業者点検を行っているということになっております。

毎月の教員の点検には、チェック表はあるか、どのようなことでやっているかということですが、学校保健安全法の中で、学校には、安全点検は義務づけられておりまして、併せて、校長は異常があった場合、速やかにその対応をする、できない場合は、学校の設置者に連絡をするというふうになっており、それに基づき、学校保健安全法施行規則で毎月の点検が規定されておるわけでありまして。

その点検を義務づけられていることに伴って、愛媛県の学校安全の手引とか、文科省から危機管理マニュアル作成の手引とか、日本スポーツ振興センターから固定遊具の事故防止マニュアルとか等々のいろいろなマニュアル、細かなマニュアルが示されておりまして、職員はそれに基づいて点検もいたしますし、チェック表も作成して、それに基づいて行っているところです。

以上です。

○議長（程内 覺君）

芝議員、了承ですか。

○8番（芝 照雄君）

そしたら、今小学校に関しては、業者の点検は数年に1回と言われましたけど、大体何年に1回やられとるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

教育長が答弁をいたします。

○教育長（行定洋嗣君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

これまで点検を実施してきた経緯がありまして、専門業者さんをお願いをした点検につきましては、平成19年度に全小学校、中学校を点検していただいております。その後、平成27年度に小学校の各学校の遊具の安全点検をしております。なお、先ほど教育長が答弁しましたとおり、マニュアル等におきまして、毎学期必ず点検をなさいますよということをしてしております。当町におきましては、毎月各教職員が点検をし、点検表にそれを記録し、もし不具合等々ございましたら、すぐに使用中止をします。その場合につきましては、専門業者さんをお願いをして、点検をさせていただく状況もあ

りますので、そういう形で進めておりますが、今後、どうしても専門の方しか、知見のある業者さんしか分からない点もございますので、次年度以降、専門業者による点検を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（程内 覺君）

芝議員、質問はありますか。

○8番（芝 照雄君）

今ほどの答弁で、19年度に実施して、次が27年度でよろしいですかね。

○教育課長（谷口浩司君）

はい。

○8番（芝 照雄君）

ということは8年。専門業者による点検は行われてなかったということで、よろしいですね。それは、あまりにも少な過ぎるというような気がするんですけど、毎月先方による目視の、目視か、器具等で点検をされるのかは、ちょっと分からないんですけど、点検をされるということなので、それによって、今まで大きな事故が起きてなかったのかなという気はしますけれど、国土交通省の推奨では、たしか少なくとも5年に1回実施が推奨されているように思っておりましたが、8年なので、大分過ぎてますので、できるだけ、先ほど課長が申しましたけど、早急に点検を実施したいということなので、その辺はまた確実に実施されるようにしていただきたいと考えております。

それと、町長の答弁の中でもありました、すみません、これは（1）だけですね。なので、確実に子どもたちの安全のために点検は実施を行っていただきたいと考えておりますが、再度答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

教育長が答弁をいたします。

○教育長（行定洋嗣君）

芝議員には、子どもたちの安全について深く考えていただいていることに、まずはお礼を申し上げたいと思います。

今ほど言われました遊具の安全点検について、もっとしっかりやるべきではないかというお話は私のほうも重く受け止めて、今後、業者による安全点検の回数等については、十分協議し前向きに進めていくようにしたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（程内 覺君）

芝議員、（１）については、よろしいですか。

○８番（芝 照雄君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問２の（２）について再質問はありますか。

○８番（芝 照雄君）

すみません。（２）と（３）と。

○議長（程内 覺君）

はい、一緒にどうぞ。

○８番（芝 照雄君）

それでは、（２）と（３）の再質問をさせていただきます。

私、泉地区なので、地元の小学校のことを言うんですけど、泉小学校にも今テープを巻いて使用ができてない、禁止の遊具があると思います。

その前に何個か撤去されて、その後、そのまま新設もなしに放置されて、今現在多分２つぐらいの遊具も体育の授業とかで使う鉄棒等は当然ありますけど、そのほか、低学年の子が遊ぶような遊具は、今見受けることはないと感じておりますが、その辺に関して、町長の答弁にもありました、遊具を子どもたちに与える影響というのを答弁いただきましたが、やはり遊具に関しては、ただ、遊ぶものだけではなしに、やはり遊びの中で、友達同士が遊ぶ中で、身体総合性を育てるものだと私も感じておりますし、上級生と下級生と一緒に遊ぶ中で、上級生がこれをしたら危ないよというのを教える場の教育、勉強以外の教育の場だと捉えております。

なので、できれば、できればというか、強く要望をしたいと思いますが、できるだけ早く、早いうちに撤去した、危険なやつに関しては、もう当然撤去すべきだと理解をしておりますが、撤去した後、また同じものか、違う遊具をぜひ揃えていただきたいと感じております。

私ごとになりますけど、私らが小学校のときには、かなりの遊ぶ遊具はありました。そこの中で、けがをして、これをしたら危ないなというのを感じて、それで子どもたちが成長しとるのだと思いますので、ぜひ遊具に関しては、あり過ぎるというのは多分ないと思いますので、行政の経費に絡んではくるんですけど、最小限の遊具に関して確保していただくように努力をしていただきたいと感じておりますが、その辺について再度答弁をお願いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

教育長のほうが答弁をいたします。

○教育長（行定洋嗣君）

今ほど泉小学校を例に御意見、御質問をいただきましたが、泉小学校に限らず、町内の小学校、先ほど課長が申しましたように、平成27年度遊具の一斉点検を行いました。その折に、泉小学校では、2つの遊具を撤去することになりました。新たにその後、登り棒を1基新設をしていただきました。2つ減らしたのに、なぜ1つなのかというところはあると思うんですが、遊具と遊具の距離の問題というところがございまして、安全性を考えたときに、2基ではなくて1基になったということはございませぬ。一応学校のほうとも協議した上で、そのような措置を行ったということにはなっております。

ところが、その距離と距離を取って設置すればいいじゃないかという考え方も当然あると思うんですが、グラウンドの広さは変わりませぬし、適度な距離、十分な距離を取ることによって、ほかの体育活動に支障があるようなことになっても、これも困ったことになる、その辺を勘案した27年度の措置であり、その後の29年度、30年度、31年度の新設であったというふうに理解しております。

今回、泉小学校において、シーソー1基について危険であるというふうなことが、学校の先ほど申しました月1回の点検の中で出てまいりました。確かに危険を感じる状況でもありましたし、学校のほうとしては、早めにその危険を撤去しておきたいということがございまして、使用禁止にし、現在はそれは撤去してあります。

今後、シーソーに代わる遊具についてどうするかということについて、学校のほうと協議を今年度させていただきましたが、取り急ぎの設置希望というのは、学校のほうからはなかったものの、教育委員会としては、先ほど芝議員がおっしゃったような、そして町長が答弁いたしましたような、遊具の児童への教育的効果ということを考えまして、そして遊具の意義ということも考慮いたしまして、時代とか、児童の実態に即した遊具の設置について、今後、学校と協議していきたい、そして、できるだけ早く遊具を設置していきたい、そのように思っております。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○8番（芝 照雄君）

はい。

○議長（程内 覺君）

これで芝照雄議員の質問を終わります。

次に、11番、末廣啓議員の一般質問を一問一答方式で行います。

末廣議員は、質問席へ移動してください。

末廣議員、時間はただいまから60分の予定です。

末廣議員、質問1についての質問を行ってください。

○11番（末廣 啓君）

議席番号11番、末廣啓です。

先の通告書のとおり、2件、一問一答方式で質問をいたします。よろしくお願いいたします。

質問1、有形文化財の保護についてお伺いします。

日吉地区にあります井谷家住宅主屋、蔵、石垣、土塀等については、平成24年8月13日に国登録の有形文化財に指定されているようですが、傷みが激しく、早急な保存修理が必要なのではと思っています。特に主屋については、屋根の痛みが顕著で、現在も雨漏りしておりますが、このままでは雨漏りがさらに激しくなると予想され、地域の方々も心配をされております。

保存修理には、国や県との協議も必要になろうかと思いますが、せっかくの貴重な文化財ですので、なるべく早く修理して、子どもたちの教材として、また広く一般に公開できるようになればと考えますが、町長はどのようにお考えかお聞きをします。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第1番目の有形文化財の保護についての御質問にお答えをいたします。

井谷家住宅は、御案内のとおり、私財を投じて、まちづくりや南予交通路開発、そして教育に御尽力され、日吉村の近代化に大きく貢献された日吉村初代村長、井谷正命氏が、明治26年に建てた住宅で、明星ヶ丘で四国初のメーデーを行い、労働者運動などの社会運動を進め、戦後に衆議院議員を務めた御子息の井谷正吉氏が余生を過ごした住宅として知られております。

この住宅は、正命氏の建築思想を反映した、農家住宅でも、庄屋住宅でもない、近

代建築の萌芽的建物として、建築学的にも高く評価され、平成24年、国登録有形文化財に認定され、平成29年に町の公有財産として取得しております。

井谷家住宅の現状といたしましては、主屋・蔵・石垣及び土塀・南面石垣について、経年による劣化や腐朽が目立ち、早急な保存改修の手だてを講じる必要があるとの診断が出され、主屋については、屋根の老朽化による雨漏りが確認されたことから、令和2年6月に、屋根シート被覆雨漏り応急対策工事を実施いたしました。3年が経過した現在、シート被覆していない新たな箇所から雨漏りが発生しており、応急対策について、建築士から意見を伺うことといたしております。

蔵・石垣及び土塀・南面石垣なども保存修理を要するとの診断であります。建物の基盤地下の湧水も確認されており、建物の保存改修を進める上では、外構を含めて全体的な修理が必要となっております。

また、保存改修後の維持管理や利活用についても検討が必要であり、平成30年度、井谷家住宅保存活用検討委員会を発足し、井谷家住宅の保存・活用計画の策定を進めており、今年度、保存活用計画の認定と併せ、文化庁とも協議を行っていく予定としております。

活用法については、委員会を主体に住民アンケートの実施やシンポジウムの開催などを行っており、学校教育や生涯学習の場としての利用、地域住民の憩いの場所、宿泊施設、観光拠点としての利用などが提案されております。

なお、保存改修工事につきましては、国の許可が必要となりますが、工事費用が高額となる見込みで、国庫補助等の補助事業も現在のところはないことから、クラウドファンディングなど様々な方法によって、財源を確保することも検討しているところでございます。

保存改修、改修後の維持管理や活用方法を含め、保存活用検討委員会や建築士、文化庁のアドバイスを受けながら、できるだけ早く改修したいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、末廣啓議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、質問1について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

いろいろと検討委員会とか、文化庁とか、修理について協議いただいております。なんですけれども、修理するには高額になるということで、今ほど答弁の中で補助金もないと、これに関する補助金もないということですが、大体的見積りとしてどれぐら

いの金額になるかというのは、今現在お分かりですか、分かったら教えていただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

教育長が答弁をいたします。

○教育長（行定洋嗣君）

教育課長が答弁させていただきます。

○教育課長（谷口浩司君）

基本設計を令和元年度にやっております、その令和元年度に先生に見ていただいた結果、その当時で約1億6,000万の費用がかかると言われております。

以上でございます。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

1億6,000万ということで、相当の高額なんですけども、井谷家住宅、それに関わる蔵とか、石垣とか、土塀とか、あそこの文化の丘ですか、のシンボルにもなるか。井谷家住宅がシンボルにもなるかと思っております。

補助金はないんですけども、早々に直して修理していただきたいと思っております。等妙寺の調査発掘も必要でしょうけども、大切な文化財ですので、ぜひとも早急に修理してもらわないと、どんどん傷みが激しくなりますので、どんどん経費もかさむようになります。そういうことで、最後に町長、再度答弁をお願いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

議員が御心配いただいております分について、私も危惧をいたしております。やはり日吉村のときから、井谷家の方々との折衝としてしていただいておりますけども、なかなか跡地の売買まで行ってなかったという現状がございまして、まずはそこからということで、鬼北町になってから何回も交渉し、明星ヶ丘の中心となる部分について町有地として購入ができたわけでありまして。

ただ、その間にやはり今言われましたように、傷みが激しくなったということでありまして、もし、全部建て替えるのであれば1億6,000万もかかることはないわけでありまして。ただ、今あるものをできるだけ使うということになりますと、1億6,000万以上かかるというふうな結果というふう聞いております。

できれば早くしたいというのは、同じ気持ちなんですけども、その工法とかいうものを基本設計をしていただいた業者の方としっかりと話をするのが一番だなというところは思っとなんなんですけども。それと現在は、大規模な事業というものを計画にやっておりますので、ここ今年度、来年度すぐということは、なかなか難しいのではないかなと思っております。

ただ、財源の確保ができ次第、なるべく早くしたいなど。財源の計画ができ次第、なるべく早くしたいなどということについては、同じ気持ちでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、了承ですか。

○11番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（程内 覺君）

それでは、続いて、末廣議員、質問2についての質問を行ってください。

○11番（末廣 啓君）

質問2、ねんりんピックの開催についてお伺いします。

今年10月28日、土曜日から4日間、愛媛県において、ねんりんピック愛媛のえひめ2023が行われます。鬼北町においてもペタンク競技が予定され、全国から300人程度の選手・関係者が来町されます。そこで下記のことについてお伺いします。

（1）選手・関係者等の宿泊先はどのように考えているか。

（2）鬼北町をPRする手段をどのように考えているか。

（3）道の駅等、主だったところの環境美化はどのように考えているか。

以上3点、お伺いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第2番目のねんりんピックの開催についての御質問にお答えいたします。

まずは、春先に多くの議員さん方に、日吉のところでペタンクに臨んでいただきまして、本当にありがとうございました。

1点目の選手・関係者等の宿泊先はどのように考えているかとの御質問であります。宿泊先の選定・配宿及び輸送につきましては、ねんりんピック愛媛のえひめ20

23 実行委員会本体の宿泊等基本方針に基づき、愛媛県の実行委員会事務局で事業を進められており、現在、仮配宿計画が作成されております。鬼北町開催種目のペタンク競技の宿泊施設といたしましては、町内にある成川溪谷休養センターのほか、大洲市にある4施設及び高知県四万十市の4施設が候補として選定されている状況でございます。

なお、交流大会期間中の指定宿泊施設、出発時における選手・監督のバスへの案内誘導、乗車管理等につきましては、ねんりんピック愛媛のえひめ2023鬼北町実行委員会事務局で現在対応することといたしております。

次に、2点目の鬼北町をPRする手段をどのように考えているかとの御質問であります。本年4月25日に開催いたしました、愛媛のえひめ2023鬼北町実行委員会第2回総会で、令和5年度事業計画、収支予算及び実施計画等が承認されたことにより、当町のねんりんピック推進室においては、今後、運営委員会及び競技委員会を随時開催し、大会の成功に向けて、事業を推進してまいりたいと考えております。

昨年11月6日に実施したリハーサル大会では、会場内に特設テントを配置し、おもてなしコーナーとして、鬼北町産のキジ肉を使用したキジ汁と、無料ドリンクとして鬼北町特産のゆずを使用したジュースを提供するとともに、町内にある2か所の道の駅による特産品販売も併せて行ったところでございます。

この結果を踏まえ、昨年以上の鬼北町のPRができればと、特産品の販売や観光案内としてパンフレットの配布を行うほか、現在、愛媛県の実行委員会とも協議しながら、詳細について検討を行っているところであります。

次に、3点目の道の駅等、主だったところの環境美化はどのように考えているかとの御質問であります。町内2か所の道の駅と大会会場となる鬼北総合公園に、ねんりんピック開催の横断幕掲揚をお願いしているほか、それぞれの道の駅では、毎月1回の啓発活動として、ポケットティッシュ等の配布やオリジナル缶バッジの制作・配布も実施しております。併せて、季節の花のプランターを設置して、ねんりんピック開催に向けた歓迎装飾も行っている状況でございます。これが缶バッジでございます。

本大会においても、会場地周辺に、季節の花のプランターや歓迎のぼり旗を設置するよう計画しており、準備を進めている段階でありますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

大会開催まで5か月を切りました。今後も関係機関との連携を密にし、円滑な大会運営ができるよう万全を期してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、間近に迫りました、全国健康福祉祭えひめ大会の成功に向け、格別の御

支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、末廣啓議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、質問2の（1）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

宿泊についてなんですが、全国から300名程度来町されます。今の答弁の中では、町内の成川とか、大洲、四万十町に分散して宿泊されるということなんですけども、これは県の実行委員会の方針だそうなんですけども、国体のときに民泊されて、そのノウハウがあるわけで、そこには鬼北町のおもてなしの心が行き届くと思うんですけども、そういう民泊を利用しますという選択肢はなかったんでしょうかお伺いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

国体のときには、私ちょうど担当課におりましたので、ぜひともこれをやりたい、民泊の成功が国体の成功であるというふうに思っておりました。

今回のねりんピックのほうは、3年前からこの計画というものを樹立したわけがありますけども、参加される方が年配の方が多くということで、高校生とは違った、うちの高校生とは違った心配というものもしなければならぬということと、高校生のほうは、ある程度指導的観点から、また民泊というものを教育的観点から、監督の先生方にお伝えすることができるということなんですけども、ペタンクの競技者の方々には、それがなかなか通じない部分がある、それが現状でありまして、ねりんピックにおいて、これは過去の全国大会で民泊を採用したところが今までないんですよ。そこらもありまして、県のほうでは、全地域においてしっかりとした旅館業法に該当するホテル、旅館について確保しているというのが現状でありまして、3年前はコロナがありまして、説明会もできないという状況もありましたので、町としては、一瞬考えはしたんですけども、今回は他の市町と同じように、配宿計画を県と同じようにしていこうというふうなことで決定をさせていただきました。御理解いただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、了承ですか。

○11番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（程内 覺君）

質問2の（2）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

鬼北町をPR手段、全国から選手の方々に来てもらうので、鬼北町をアピールするにはすごくいい機会だなと思っております。鬼北町ならではのPRをお願いしたいわけなんですけど、全国に発信できればいいかなと思っております。

先ほど町長の答弁で、会場でおもてなしをキジを使った料理とか、ゆずジュースでおもてなしをする予定ですということでしたが、ほかにも鬼北町には特産品みたいなものがたくさんあるかと思えます。並べられるものは、全て並べて、全国に発信していただけたらいいかなと思っております。

それと、ねりんピックの表彰は、優秀なチームには金メダルとか、銀メダルとかをお渡しするようになっておるように思いましたが、鬼北町として特別にメダルのほかに副賞を渡すとかいうことは考えられてないのか、確認をさせていただいたらと思えます。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

キジ肉とゆずジュースは、去年のリハーサル大会で出したものでありまして、今年度はそれに加えて、また違うものもこの結果を踏まえ、その他のものも検討しておるというふうなことで答弁をさせていただいたことで御理解いただきたいと思えます。

詳細につきましては、保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

ただいまの質問でございますけど、今町長が申しましたように、去年は副賞といたしまして、キジとか、鬼米とか、地域の特産品を差上げたわけなんですけど、大会に参加された方につきましては、非常に喜んでいただいたというふう感じております。そういったことで、今年度は全国から来られますので、キジ肉等につきましては、冷凍も必要になってくるかと思うんですけど、その辺りは冷凍輸送という方法もありますので、その辺りも加味いたしまして、来ていただいた方に喜んでもらえるようなものを、今後、随時検討していきたいと思えますので、御理解をいただきたいと思えます。

また、それとほかに開会式の折に、特に運動公園の会場で開会式が行われるわけなんですけど、その折に、ふれあい広場というものが設置されまして、各市町村の特産

品をそこで販売するといったことを現在計画しておりまして、鬼北町においても、キジカレー等につきまして現在出品してみろうかというような話で計画を進めております。

また、そのほかに、せっかく来ていただいた選手の方々に鬼北町の良さというものを少しでもPRしたいということで、選手団IDカードというものを各選手がそれぞれ持っております。それを提示していただくことによって、成川の高月温泉の入浴料を無料にしたりとか、明星ヶ丘施設の入館料を無料にしたりとか、また、道の駅等によりまして、ゆずサイダー等を飲んでいただけるといったようなことで、道の駅にもぜひとも寄っていただきたいというふうな方向性で今考えておりますけど、まだ詳細につきましては、この辺りも現在検討中でございますので、はっきりしたことはまだ言えませんが、前向きに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、了承ですか。

○11番（末廣 啓君）

優秀なチームにメダルのほかに副賞を出したらどうかというのを今提案しましたが、そこら辺はどうなんですか。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

市町村独自の開会式の折に、市町村独自でいろんな賞を今考えております。まず1つの今考えているのは、高齢者の方で参加されている方で、もう90歳を超えられている方も実際おられるということで、まず1つは、最高齢者頑張ったで賞とかいうようなものもユニークで面白いかなということで、まだいろいろアイデアは尽きませんので、今検討中でございますけど、ユニークなものも取り入れて特色ある大会にしたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、了承ですか。

○11番（末廣 啓君）

はい、了承します。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、質問2の（3）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

環境美化についてお伺いしたところなんですが、道の駅とか、会場とか、プランターの設置を考えておられるようですけども、国道沿いに花壇があると思うんですけども、そこら辺の整備もお願いできたらと思っておりますが、そこら辺の考えはどうかお聞きしたいと思います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

プランターの花づくりにつきましては、北宇和高校のほうでも花の苗を購入いたしまして、鬼北町の老人クラブの連合会の皆さんの協力を得まして、昨年も植栽をいたしました。今年につきましても、同じようにプランター等の植栽につきましては、鬼北町老人クラブ連合会の協力を得て実施したいと考えております。

また、各地域の緑地帯につきましては、今現在各地域で公民館のほうでかなり植栽をきれいにされておりますので、また、その分の秋版を、冬版といいますか、その辺りともちょっと協議をいたしまして、可能であれば協力をしていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、再質問はありませんか。

○11番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（程内 覺君）

了解ですか。

○11番（末廣 啓君）

はい。

○議長（程内 覺君）

以上で、末廣議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

再開を13時10分とします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時10分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、松浦司議員の一般質問を一問一答方式で行います。

松浦議員は、質問席へ移動してください。

時間は、ただいまから60分の予定です。

松浦議員、質問1について質問を行ってください。

○10番（松浦 司君）

10番、松浦です。

通告に従って一般質問を行いたいと思います。

鬼のまちづくりについて。

平成24年度のいやし博を機に、鬼のまちづくりを立ち上げ、平成28年に鬼のモニュメントを町内2か所の道の駅に建立し、メディアに取り上げられるなど大きな反響があり、様々な鬼のまちづくりに取り組んでこられたところですが、知名度と今後の取組についてお伺いをいたします。

1つ、これまでに鬼のまちをPRするのにどのような取組をされたのか問います。

2つ目に、支出予算に対する費用対効果について問います。

3つ目、鬼の造形大賞の募集により、全国から多くの造形が集まっています。現在どのような活用をされているのかお伺いをいたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、松浦司議員の第1番目の鬼のまちづくりについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の鬼のまちをPRするのにどのような取組をされたのか問うとの御質問であります。これまで鬼のまちづくり事業につきましては、全国の自治体の中で、唯一「鬼」の文字が町名に入ることを生かし、いかに町の活性化につなげていくかを基本とする中、鬼北町の認知度向上を目的に、PR活動に取り組んできたところでございます。

これまで鬼の造形大賞やフォトコンテスト、ウォールアート事業など、各種コンテスト企画によるPR活動をはじめ、鬼のお太鼓コンテストや、愛ある鬼嫁コンテストなどのイベントの開催、県内外のイベントでは、鬼王丸スーツによる町のPRや町物産の販売、ノベルティーの配布など、愛媛県鬼北町の知名度アップに努めてきたほか、SNSや新聞、雑誌、テレビ等の様々なメディア、空港サイネージの活用や町営バス、JR予土線をPR媒体として活用するなど、町内外に幅広く情報発信を行い、鬼のまち鬼北町のPR活動に取り組んできたところであります。

次に、2点目の支出予算に対する費用対効果について問うとの御質問であります。

様々なPR活動につきましては、たくさんの方に鬼北町を知ってもらい、そのことをまずは一番の目的として取り組んでおりますので、各PR事業によってどれぐらいの方に知っていただき、1人当たりに対する経費はどれぐらいあったか、いわゆる各PR事業において、どれだけの方が鬼北町を認知いただいたかを数値で把握し、検証することはなかなか難しいと考えております。

しかしながら、例えばふるさと納税で見た場合、鬼のまちづくり事業への取組前は、納税件数が約100件、寄附額が約390万円でありましたが、2体のモニュメント設置後は、納税件数が約1,200件で、寄附額が約2,400万円。令和4年度には、納税件数が約3,000件、約7,300万円にまで大幅にアップしたほか、町を訪れる年間入込客数についても、取組前に比べ、1.5倍にまで増加をしております。

これら増加の要因につきましては、ふるさと納税返礼品における町産品の魅力、また、町内誘客施設自体の魅力によることは、もちろんではありますが、1つには、鬼北町に多くの方が足を運んでいただけるようになったこと、道の駅や事業者の皆さんが、鬼関連商品の開発や販売、ふるさと納税の返礼品としても多く提供いただくようになったこと、何よりPR活動により、鬼のまち・鬼北町を知っていただいたことで、行ってみよう、買ってみよう、食べてみようなどの行動につながったものと捉えているところであり、PR活動が町産品や交流人口の拡大に効果があったものと実感をしているところであります。

次に、3点目の鬼の造形大賞の募集により、全国から多くの造形が集まっているが、現在どのような活用をされているのか問うとの御質問であります。鬼の造形大賞につきましては、これまでに計8回、500点を超える作品を出品いただいております。その作品については、作品名や作者、作者のコメントなど、鬼の造形大賞公式Instagramで紹介し、鬼の造形大賞のPRに活用させていただいているところであります。

出品の際には、日吉歴史民俗資料館において、約8か月間ほど作品を展示し、展示

終了後は、傷みや色落ち等のないよう保管に努めることとしておりますが、作品の一部については、役場庁舎内や道の駅、南予森林組合のほか、フジ広見店や東温市のフジグラン重信においても展示をいただいているところであります。

また去年は、広見郵便局との協賛で、鬼北町のイメージアップ記念切手に優秀作品画像を採用し、人気を博したところでございます。

SNSを活用し、全国に広く発信することで、鬼の造形大賞のほか、鬼北町の認知度も向上しているものと考えるところではあります。今後、観光まちづくり事業を推進する上で、保管作品の活用の在り方についても、引き続き、前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、松浦司議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

松浦議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○10番（松浦 司君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

質問1の（2）について再質問はありますか。

○10番（松浦 司君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

質問1の（3）について質問はありますか。

○10番（松浦 司君）

先ほど町長のほうから細かい説明を丁寧にいただきまして、ありがとうございます。

8回、500点を超える造形物が鬼北町にあるということですが、いろいろな場所で、いろいろな形で展示をされとるということもお聞きをしました。

過去をずっと見てみますと、その全ての造形物が展示されているのは、ちょっと私も確認ができてない状況にあります。そういう中で、これも早くから検討もされてきとるとは思いますが、展示をする建物等々、検討することは考えておられないかお聞きをしたいと思えます。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

これまでの答弁にも鬼の造形物を展示したいということは、数回申し上げておると

ころであります。これまでの間、担当課としては、一番は、道の駅の駐車場の土地を確保した、あそこの上のところの今の現状の建物を現存する形で使ってはどうかという意見と、それから、近永駅エリアの町中エリアの部分もありましたので、そのほうに展示してはどうかという点が、場所の観点ではありました。

中身については、今議員御指摘のように、全てを展示するのか、または、ある程度期間を置いて順番に展示していくのか、それによっても規模が変わってくるということがありますので、その中身について、場所と取組方といいますか、展示の方法についてまだ決定していない状況でございます。

特にここ3年ほどはコロナ禍ということがありまして、そちらのほうに少し事業のウエイトをかけておったということについては、紛れもない事実でございます、これから先、道の駅の改修の時期もありますので、もう少し今から踏み込んだ検討をしてみたいと思いますので、議員各位におかれましても、また御教示いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○10番（松浦 司君）

はい。

○議長（程内 覺君）

松浦議員、以上で質問1については、終了します。

続いて、松浦議員、質問2についての質問を行ってください。

○10番（松浦 司君）

人口減少対策についてお聞きをいたします。

中山間地域では、過疎化・高齢化のさらなる進行により、地域の活力が失われるばかりか、集落機能の維持すら難しい状況が懸念されております。第二次鬼北町長期総合基本計画では、令和42年度には、鬼北町の人口も現在の半分に以下に設定されておりますが、町として、今後の人口減少に対して対策についてお伺いをいたします。

1つ、小学校の維持存続・施設の活用対策について。

2つ、人口減少に伴う空き家増加対策について。

3つ、人口流失に伴う若者定住対策について。

4つ、地域の医療対策について。

5つ、防災対策についてお伺いしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、松浦司議員の第2番目の人口減少対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の小学校の維持存続・施設の活用対策についてであります。今後、進んでいくことが予想される人口減少により、小学校の児童数の減少も避けることができない状況となっております。

その中で、学校教育においては、町の未来を担う子どもたちが、自分の生まれ育った鬼北の里をこよなく愛し、誇りと自信を深めながら伸び伸びと育つ、豊かな自然と人とが響き合うまちづくりを教育の基本理念としております。

学校・家庭・地域が連携・協働して、子どもたちを育てる充実した教育環境づくりのため、全ての学校に設置した学校運営協議会の充実を図り、地域とともにある学校づくりを推進し、学校規模や地域の良さを生かした望ましい集団活動や様々な交流活動、体験活動等の協働的な学びの充実を通して、自己有用感を高め、ふるさとを愛する心を育てることを目標としております。

また、少人数のメリットを生かして、児童生徒一人ひとりの個性を見極め、最適な学びの環境を提供し、心身の健全な成長を保障できるよう努めております。学校規模以上の集団活動として、学校同士の交流学習を現在も積極的に行い、また、コミュニティスクールや地域学校協働活動の仕組みなどを生かして、地域とともに開かれた学校づくりを目指しております。

地域の自然や歴史、文化、人等の地域資源を活用した体験学習等を通じ、ふるさとの良さを実感できる教育を推進し、ふるさとを愛し、ふるさとを誇る子どもたちを育てることで、将来、鬼北町で活躍する、鬼北町を担う人材になっていただくことを期待しております。

施設の活用対策といたしましては、屋内運動場やグラウンドにつきましては、学校教育諸活動に支障がない場合、生涯学習を目的とする活動に対しまして、積極的に開放しております。また、災害時には、多くの町民を受け入れる避難所となる重要な施設でもあります。

今後とも、地区の運動会や納涼大会、スポーツ大会等の地域コミュニティ活動の拠点として、また、町民の皆様が気軽にスポーツを楽しむ場として積極的に開放していきたいと考えております。

次に、2点目の人口減少に伴う空き家増加対策についての御質問であります。町

では、空き家情報を発信する空き家バンクシステムを活用し、町内に居住を希望する方への空き家紹介やマッチングを図るなど、空き家の解消に努めているところでございます。

昨年度末時点における空き家バンクへの登録件数は延べ54件となり、うち、売買契約に至った空き家物件は延べ16件、また、賃貸契約となった空き家物件は延べで17件となっております。また、空き家の利用を希望する相談件数は、令和4年度において38件にも上り、今後も引き続き、空き家の解消、有効活用に努めてまいりたいと考えております。

その一方で、老朽化により倒壊の危険性がある空き家につきましては、補助対象費用の10分の8以内で、上限80万円を除却費用として補助しており、平成29年度の事業開始から令和4年度までの6年間で53件を除却いたしました。今後も空き家が増加することが予想され、災害発生時の防災の観点からも、事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、3点目の人口流失に伴う若者定住対策についての御質問であります。若者の県外流出に伴う婚姻数や出生率の低下などにより、県内の人口減少が深刻化する中、令和3年度における愛媛県への移住者数は過去最高を記録したほか、令和4年度の移住者数については、さらに上回る見込みと聞いておるところであり、鬼北町においても、若者を含めた移住者、Uターン・Iターンを促進するための定住施策に取り組んでいるところであります。

空き家を活用した移住定住支援事業につきましては、子育て世帯の定住人口の増加を図るため、昨年度、子育て世帯における空き家改修等補助事業の補助上限額を拡充、また、特定地域子育て世帯空き家リフォーム補助事業を創設したほか、今年度は新たに、賃貸共同住宅の整備に係る事業費の一部を補助する、民間賃貸共同住宅整備補助事業、そして子育て世帯が特定地域に居住する場合に活用いただける、保育所遠距離通園支援事業や、子育て世帯特定地域居住支援事業の創設など、流出人口の抑制や定住人口の維持・拡大を図るため、さらなる移住定住対策に努めているところであります。

次に、4点目の日吉・三島・小倉・愛治地域の医療対策についての御質問であります。

議員御承知のとおり、令和3年3月末の三島診療所医師の退職により、現在、常勤医師1名とへき地医療拠点病院派遣医師2名体制で3か所の診療所の運営を行っているところであります。この間、愛媛県ドクターバンクセンター等を活用して、非常勤

医師1名の求人募集を行い、医師確保に努めておりますが、医師を取り巻く環境は大変厳しい時代でありますので、なかなか採用には至っていないのが実情であります。

このような状況の中で、小倉診療所につきましては、令和3年4月1日から休診とさせていただきますが、対応策の一環として、愛治診療所を受診される方で、来院の交通手段がない方につきましては、診療所間の送迎を実施いたしております。また、その他の診療所におきましては、日吉診療所週4回、三島診療所週3回、愛治診療所週2回の診療日を確保し、対応いたしております。

診療所のある日吉・三島・愛治地区の人口減少は、町内でも特に著しく、平成17年の合併当時4,736人であった人口が、今年4月には2,911人となっており、比較すると1,825人減少し、4割近くが減少したことになっております。今後におきましても、地域の人口減少が続くことが予想されますが、診療所は、地域医療機関として必要であることは、言うまでもないことでありまして、町立北宇和病院との協力支援体制をより強固なものにしながら、可能な限り、現在の医療提供体制を維持・存続していく考えに変わりはありませんので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、5点目の防災対策についての御質問ですが、人口減少と高齢化の波は、地域の防災対策の面においても、消防団員の減少や地域の防災対策を担っていただく人材の不足など、様々な影響を及ぼしております。

災害の発生を完全に防ぐことは困難であることから、町といたしましては、効果的な防災・減災対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、その被害を最小化する減災の考え方が、防災の基本であると考えております。たとえ被災したとしても、人命が失われないことを最重視し、経済的被害が少なくなるよう、また、被害の迅速な回復を図れるよう様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめることが必要であると認識いたしております。

また、防災対策は、住民が自らの安全は自らで守る自助を実践した上で、地域において互いに助け合う共助に努めるとともに、町及び県がこれらを補完する公助を行うことを基本とし、住民、そして自主防災組織等連絡協議会、さらに防災士連絡協議会、そして事業者等と相互に連携を図りながら、鬼北町防災訓練の実施や防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、松浦司議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

松浦議員、質問2の(1)について再質問はありますか。

○10番(松浦 司君)

ありません。

○議長(程内 覺君)

質問2の(2)について再質問はありますか。

○10番(松浦 司君)

空き家対策について再質問をさせてもらったらと思います。

先ほどいろいろな事業を展開されて、町民の安全・安心のために御努力いただいていることは重々承知をしておりますが、先ほどの空き家対策について8分の1の80万程度の事業を私の記憶では年間5件でしたかね。年間5件やったかと思うんですが、実施をして実績を上げられているということでございますが、上限が80万ということで、住民の個人負担というものが、多分家を1軒壊すのであれば何百万というお金がかかると思いますが、その中で、80万円の補助しかないというのと、それと危険空き家、特定空き家がかなり増えてきていると思います。これも小・中学生の通学路に面した部分で、危険空き家がたくさんあるんじゃないかなと推測しますが、そういうものに対する他市町では行政執行もされている自治体もあるように聞き及んでおります。

そこら辺、我が町も住民、子どもたちの安全・安心のために予算を拡充する考えはないか再度お聞きしたいと思います。

○議長(程内 覺君)

答弁を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

今ほど松浦議員が言われた部分については、町のほうでは、まだ予算化していないのが現在事実でございます。

今ほど言われました他市町の行政執行の部分も少し検討させていただきまして、より前向きに検討させていただきますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(程内 覺君)

了承ですか。

○10番(松浦 司君)

はい。

○議長(程内 覺君)

松浦議員、質問2の(3)について再質問はありますか。

○10番（松浦 司君）

もう再質問はありませんので、これで終わらせていただきます。

○議長（程内 覺君）

了解です。

これで松浦議員司議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第6、議案第46号、工事請負契約（映像系光送出設備更新工事）の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第46号、工事請負契約（映像系光送出設備更新工事）の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した映像系光送出設備更新工事について請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 映像系光送出設備更新工事。

2. 契約の方法 一般競争入札。

3. 契約の金額 1億5,950万円。

4. 契約の相手方 愛媛県宇和島市坂下津甲407番地91。四国通建・兵頭電気特定建設工事共同企業体。代表者、四国通建株式会社。宇和島営業所所長、兵頭範敏であります。

なお、詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第46号、工事請負契約（映像系光送出設備更新工事）の締結について御説明いたします。

本工事は、平成21年度及び22年度に、鬼北町と松野町の連携実施事業で整備し、宇和島ケーブルテレビに貸し付けております映像系設備について安定した映像サービスを提供し続けるために当該設備を更新するものであります。

工事概要につきましては、お手元に配付しております資料をご覧ください。

工事場所は、鬼北町第2庁舎となります。工事内容としましては、テレビ放送に関

する映像系機器を更新するものであります。

施設設備整備費につきましては、連携主体となる鬼北町が負担し、工事完了後に松野町から分担金として28%を頂くこととなります。

今回の一般競争入札は、1企業体の参加でありました。入札参加資格要件は2者による特定建設工事共同企業体とし、代表構成員の要件としましては、愛媛県内に本店、支店、または営業所を有し、建設業法第3条に基づく建設工事のうち、電気通信工事業の愛媛県の格付A等級の者。

構成員の資格要件は、電気通信工事業の許可を受け、鬼北町内に本店、支店、または営業所を有し、建設業法に規定する経営事項審査を受けている者であることとしております。

入札の結果、予定価格以下で応札した当該業者を落札者に決定し、6月1日付で同企業体と仮契約を締結したものであります。なお、落札率につきましては、99.97%となっております。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

映像関係の工事なんですけど、これは防災関係には関係してないのか、補助金が出るのか出ないのかということをお聞きします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

ただいま質問のありました件についてですが、防災関連としましては、通常であれば定時、夕方に流れている防災放送に主に通常は使っております。それから、補助金についてなんですが、補助対象になる項目、課目がありませんので、現在は町の一般財源を使って起債を充当して実施しております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号、工事請負契約（映像系光送出設備更新工事）の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第47号、工事請負契約（（5）防安全 町道弓滝線弓滝橋歩道橋上部工工事（その1））の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第47号、工事請負契約（（5）防安全 町道弓滝線弓滝橋歩道橋上部工工事（その1））の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した（5）防安全 町道弓滝線弓滝橋歩道橋上部工工事（その1）について、請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 （5）防安全 町道弓滝線弓滝橋歩道橋上部工工事（その1）。

2. 契約の方法 一般競争入札。

3. 契約の金額 5,390万円。

4. 契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市2番地の1。愛媛建設株式会社。代表取締役、坂本信哉であります。

なお、詳細につきましては、総務財政課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第47号、工事請負契約（（5）防安全 町道弓滝線弓滝橋歩道橋上部工工事（その1））の締結について御説明いたします。

当該工事は、現橋の弓滝橋の下流側に延長50.2メートルの歩道橋を新設するための橋桁を工場製作運搬するものであります。

工事概要につきましては、お手元に配付しております資料をご覧ください。

今回の一般競争入札には、1者の参加がありました。入札資格要件は、鬼北町競争参加資格者名簿に登録された者のうち、宇和島市、鬼北町、松野町内に本店があり、建設業法第3条に基づく土木工事業の許可を受け、格付A等級以上の者であるとしております。

入札の結果、予定価格以下、調査基準価格の範囲内で応札した当該業者を落札者に決定し、5月30日付で同者と仮契約を締結したものであります。なお、落札率は、99.39%となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（福原良夫君）

この歩道橋完成はいつを見込んでおるのかと、一応歩道橋ということですが、自転車等は通す予定はあるかないか。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの福原議員の御質問でございますが、工期につきましては、議会の議決のあった次の日から、令和6年2月9日を予定しております。

今ほどありました自転車の通行は可能かという点でございますが、もちろん自転車、そして電動で動く車がございますが、そちらのほうも通行可能となっております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

福原議員、了承ですか。

○9番（福原良夫君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

ちょっと私勉強不足でこんなことを聞いていいのかどうか分からないんですけど、この防安全というのは、歩道橋に必要なかどうかというのをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

防安全と申しますのは、防災安全社会資本整備交付金の略でございますが、これにつきましては、国の補助の対象となっております。当初予算書におきましても、歳入の国庫補助のところはこの防災安全社会資本整備交付金という名目で歳入を予定しております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑はありませんか。

○11番（末廣 啓君）

この橋梁一般図の中の右手の下に、設計条件がございますが、この設計条件の3番目に荷重がありますが、この群衆荷重というのは、どう捉えたらよろしいのでしょうか。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

休憩をお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

しばらく休憩します。

再開を午後2時とします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁をお願いします。

○建設課長（上田 司君）

大変お待たせいたしました。先ほど末廣議員の御質問にありました群衆荷重の件でございますが、これにつきましては、道路橋の示方書にその計算方法を明記されておりまして、この橋にかかる、橋いっぱい人が乗った場合にもつかもたないかと、そういう指標を表したものでございまして、設計の数値といたしましては、350キロが平方メートルとなっております。

この橋の平米数にその350キロを掛けますと、およそ4トン、4,392キログラム程度になりますので、仮に体重60キロの人間ですと、700人は乗っても、700人が乗ることはないですけど、乗っても大丈夫というふうなことになっております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、了承ですか。

○11番（末廣 啓君）

はい、了解しました。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号、工事請負契約（（5）防安金 町道弓滝線弓滝橋歩道橋上部工工事（その1））の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第48号、工事請負契約（鬼北町書庫整備工事）の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第48号、工事請負契約（鬼北町書庫整備工事）の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した鬼北町書庫整備工事について請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 鬼北町書庫整備工事。
2. 契約の方法 一般競争入札。
3. 契約の金額 6,561万5,000円。
4. 契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市22番地の1。愛媛・スギモ

ト特定建設工事共同企業体。代表者、愛媛建設株式会社。代表取締役、坂本信哉であります。

なお、詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第48号、工事請負契約（鬼北町書庫整備工事）の締結について御説明いたします。

本契約は、鬼北町書庫の建築工事に係るものであります。

工事場所は、鬼北町大字近永となります。鉄骨平家建て、延べ床面積429平米の書庫を整備するものであります。

なお、工事概要につきましては、お手元に配付しております資料をご覧ください。

入札参加資格要件は、2者による特定建設工事共同企業、いわゆるJVとし、代表構成員の要件は、建設業法第3条に基づく建築工事業の許可を受け、愛媛県内に本店を有し、格付A等級の者。構成員の要件は、建築工事業の許可を受け、鬼北町内に本店、支店、または営業所を有し、建設業法に規定する経営事項審査を受けている者であることといたしました。

その結果、1企業体の応札があり、予定価格と調査基準価格の範囲内で応札した当該業者を落札者に決定し、6月5日付で同企業体と仮契約を締結したものであります。なお、落札率につきましては、99.99%となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○4番（中山定則君）

資料のほうで平面図がついているんですが、この建物天井高というか、立面図がないので分からないんですが、天井の高さ、それと、工事場所については、旧近永保育所とJR予土線の線路の間だと思うんですが、これも配置図がついてないんですが、この場所は現在造成というか、建築に当たって造成が必要だと思うんですが、この建築工事の中には、それが含まれているのかどうか。

それと、工事に当たっては、旧の近永保育所の横を通過するというので、かなり狭いと思われそうですが、その辺り、今回の工事に当たって改修する計画はあるのかどうか、

この3点。

それと、建物の屋根構造は、多分陸屋根だと想像するんですが、その辺も答弁をお願いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時13分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○総務財政課長（水野博光君）

お待たせいたしました。先ほどの中山議員さんからの御質問であります。まず、天井の高さでございますが、室内の高さが3.0メートルであります。陸屋根かという質問だったかと思うんですが、片流れというんですか、片方に流れたような、線路側が高く、保育所側が低くなったような屋根で、線路側の最高の高さが4.1、保育所側が3.6の高さとなっております。

それから、敷地の造成が含まれておるのかということですが、設計会社のほうと確認を取りまして、整地がされているので造成は必要ないということで、そのまま基礎工事に入るといってございます。

それから、保育所横の進入路等につきましては、4メートル以上ありますので、こちらでも設計会社に確認を取っておりますが、大型車両の進入に問題ないということで、特に改修の予定はございません。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

ということは、立つのは立つけど、そのまま周りの外構も舗装というか、舗装をしないということですか。町道ですか、前、町道から建物ができるところまで舗装しないということですか。防災の倉庫も兼ねるといことなので、舗装もしないということでもいい、今後、それは予定されているのか、その辺について。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

今ほど申し上げました、近永保育所横の進入路については、改修しないということでありまして、建物の周りは、すみません、ちょっと長さは覚えてないんですが、舗装をするような形になります。進入路から入ってすぐ一番近いところに入り口、シャッターをつけますので、そこへ車がつけられるような形の設計になっております。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑はありませんか。

○5番（山本博士君）

さくら保育所の改修工事で、近永保育所のほうに子どもたちが移るということなので、その辺、工事とのかけ合いで防音対策とか、安全対策、その辺どういうふうに分かっているのか。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

さくら保育所の園児が旧近永保育所のほうに来るということで、お昼寝の時間等もあろうかと思えます。そこら辺は支障のないように業者と協議をしながら進めたいと考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○5番（山本博士君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

ほか。

○6番（赤松俊二君）

1点だけ、ちょっとこの整備工事との関連ということで、ちょっとお伺いしたいんですけども、この書庫を建設されて、きれいになった場合、今現在ある庁舎前の書庫、これについては、今後どういうふうな活用方法を考えられておられるのか、その点、分かれば質疑します。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

先の議会でも1回答弁をさせていただきましたけども、役場の前の3差路ということで、立地的には、非常に車の往来が多いというところで、前はスーパーがあったと。これから奥に入ると、国遠住宅団地があるわけでありますので、夕方以降、また朝早いときの防犯のためにも、灯がつけるような店舗等ができたらいいなというふうに思っております。

前は、今書庫に利用しておりますけど、あの3差路のところを言葉は悪いですけども、行政側の都合のいいような書庫をつくるよりは、町民のサービスに貢献できるような民間の方にお譲りするのもいいんじゃないかな、または、土地をお貸しするのもいいんじゃないかなと、そのように考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、了承ですか。

○6番（赤松俊二君）

はい、了解しました。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号、工事請負契約（鬼北町書庫整備工事）の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第49号、令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第49号、令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、電気・ガス・食料品等物価高騰重点支援給付金、農業資材・飼料等の価格高騰対策支援事業に係る経費のほか、日吉夢産地施設整備に係る経費、地球温暖化対策事業に係る経費等を追加計上するものであります。

また、歳入につきましては、事業実施に伴う国庫支出金、県支出金、町債のほか前年度繰越金等を追加計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ6億8,790万円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億5,040万円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第49号、一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

予算書のほかに本日1枚物の補足資料をお配りしておりますので、そちらに内容のほうを記入しておりますので、併せてご覧ください。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、予算書9ページをお開きください。主なもののみ御説明をいたします。

2款、1項、5目、財産管理費、17節、庁用器具費5,900万円、これは先ほど契約の議決をいただきました書庫の中に設置いたします、移動式書架に係る経費で

ございます。それから、24節、減債基金積立金9,500万円は、繰越金のうち、その半分以上を将来の公債費の増加に備え、減債基金に積み立てるものであります。

次に、2款、1項、15目、近永駅周辺賑わい創出事業費、北宇和高校教育寮新築工事請負費408万7,000円は、木材の不燃処理、製材加工数の増加などにより増額となるものであります。

10ページをお開きください。

3款、1項、1目、社会福祉総務費、18節、電気・ガス・食料品等物価高騰重点支援給付金6,150万円は、住民税非課税世帯2,050世帯に対し3万円を給付するものであります。

次に、3款、2項、2目、児童福祉施設費、12節、設計委託料1,980万円は、認定こども園ゆずっこ施設整備工事に係る設計費用でございます。

次に、4款、1項、4目、母子保健費、18節、出産世帯応援事業費補助金690万円は、出産世帯において、時短・省エネ家電を購入する際の補助と、出産世帯における夫婦の奨学金返還に対する補助であります。

続きまして、4款、1項、6目、生活環境費、12節、地球温暖化対策実行計画策定業務委託料1,111万円は、温室効果ガス排出量の削減など長期的な町の温暖化対策の取組に関する計画策定に係る経費であります。同じく、12節、重点対策加速化事業委託料1,167万5,000円は、泉・三島・好藤の各公民館に太陽光発電設備及び蓄電設備を整備する委託料であります。

11ページをご覧ください。

5款、1項、3目、農業振興費、12節、監理委託料649万円は、夢産地の施設整備に係る監理委託料であります。14節、夢産地施設整備工事請負費3億3,770万円は、夢産地の施設整備に係るものであります。18節、農業資材等価格高騰対策支援事業費補助金2,238万2,000円は、水田農家に対し1反当たり4,000円を、施設園芸農家には灯油・重油の値上がり幅1リットル当たり25円を支援するものであります。

次に、5款、1項、4目、畜産業費、18節、畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金743万円は、県の単独事業の飼料高騰対策補助で、配合飼料価格安定制度（基金）加入者、かつ、経営体質改善を行う畜産農家を対象に、令和4年10月から令和5年3月までの基金契約数量に1トン当たり2,900円を支援するものであります。同じく18節、飼料価格高騰対策支援事業費補助金1,137万8,000円は、

町の単独事業で、配合飼料価格高騰対策として、畜産配合飼料1トン当たり2,900円、キジについては、1トン当たり5,600円、粗飼料高騰対策として、酪農について1頭当たり2万500円、肉用繁殖牛については、1頭当たり8,000円を支援するものであります。

次に、12ページをお開きください。

7款、4項、3目、鬼北総合公園費、設計監理委託料165万円の減額は、ニュースポーツコートの設計監理について、外部に委託せず、建設課で実施することとしたため減額するものであります。14節、鬼北総合公園施設整備工事請負費1,200万円は、鬼北総合公園のニュースポーツコートの設計単価の見直しにより計上するものであります。

9款、3項、1目、中学校費、10節、修繕料152万9,000円は、日吉中学校放送室の音声調整卓の取替えに係る経費になります。

9款、4項、3目、町民会館費、14節、町民会館施設整備工事請負費145万2,000円は、町民会館1階トイレの洋式化等に係る経費であります。

9款、5項、2目、給食センター費、14節、給食センター施設整備工事請負費251万2,000円と17節、機械器具費の248万8,000円の減額につきましては、冷蔵・冷凍庫の冷却ユニットについて、当初予算で機械器具費で計上しておりましたが、施設の老朽化に伴い配管工事が必要になったことから、工事請負費に組み替えるものでございます。

次に、歳入予算の主なものについて御説明をいたしますので、7ページをお開きください。

14款、2項、1目、総務費国庫補助金、3節、個人番号カード交付事務費国庫補助金281万8,000円は、マイナポイント支援事業当初予算200万円と今回の補正予算819万円に対して交付されるものであります。4節、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,906万円は、電気・ガス・食料品等の物価高騰重点支援給付事業などに対し交付されるものであります。

14款、2項、3目、衛生費国庫補助金、5節、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金1,167万5,000円は、公民館3か所に太陽光発電設備及び蓄電池を整備する重点対策加速化事業に対して交付されるものであります。

次に、15款、2項、4目、農林水産業費県補助金、2節、新規就農総合支援事業費県補助金150万円は、新規就農総合支援事業費補助金1名分に対して交付されるものであります。3節の畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費県補助金742万9,

000円は、畜産配合飼料価格の高騰に対し交付される交付金であります。

次に、18款、2項、1目、財政調整基金繰入金、1節、財政調整基金とりくずし4,097万1,000円の減額は、4年度の繰越金が確定したため、当初予算で予定しておりました財政調整基金の取り崩し額を減額するものであります。

18款、2項、2目、庁舎建設基金繰入金、1節、庁舎建設基金とりくずし5,900万円は、書庫に設置いたします書架の整備費用に充当するため取り崩すものであります。

18款、2項、3目、公共施設等整備管理基金繰入金、1節、公共施設等整備基金とりくずし1,200万円は、鬼北総合公園のニュースポーツコートの整備費用に充当するため取り崩すものであります。

次に、8ページをお開きください。

19款、1項、1目、繰越金、1節、前年度繰越金1億5,873万1,000円は、前年度の繰越金となります。

20款、5項、1目、雑入、38節、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金800万円は、地球温暖化対策実行計画策定に係る経費に対し、一般社団法人地域循環共生社会連携協会から交付されるものであります。

次に、21款、1項、2目、民生債、3節、保育所施設整備事業債（過疎）1,980万円は、認定こども園ゆずっこ施設整備の設計に係る町債となります。

21款、1項、3目、衛生債、2節の地球温暖化対策事業債（ソフト）310万円は、地球温暖化対策実行計画策定に係る町債となります。

次に、21款、1項、4目、農林水産業債、1節、夢産地施設整備事業債（過疎）3億4,410万円は、夢産地施設整備に係る町債となります。

次に、地方債の補正について御説明いたしますので、4ページをお開きください。

（変更）5、過疎対策事業のうち（地場産業振興）につきましては、夢産地施設整備に係るもので、3億4,410万円増額し、補正後の限度額を3億8,040万円とするものであります。

2番目の（保育所）は、認定こども園施設整備の設計に係るもので、1,980万円増額し、補正後の限度額を1億4,300万円とするものであります。

（過疎地域自立促進特別事業）は、地球温暖化対策実行計画策定に係るもので、310万円増額し、補正後の限度額を1億2,010万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

次に、給与費明細書について、御説明いたしますので、13ページをお開きくださ

い。

1、特別職について御説明いたします。

一番下の行、比較の欄になりますが、その他の特別職10名、報酬18万円の増と
なっておりますが、こちらは、地球温暖化対策実行計画策定委員の増によるものであ
ります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（芝 照雄君）

何点か答弁をお願いします。

まず、2款、1項、15目の近永周辺賑わい創出事業の高校寮の関係なんですけど、
木材不燃処理、これはちょっと意味が分からんのですけど、何か解釈の仕方があるか
なと思うんですけど、この不燃処理の言葉はどういう意味なのかお願いをします。

それと、その次の2款、3項、1目、マイナポイント、これの今加入率が分かれば
教えていただきたいと思えます。

その次が2ページに来まして、5款、1項、3目、農業資材等価格対策支援事業補
助金、水稻支援、私これ、町長に訴えて、したから応えていただいたのかどうかよく
分かりませんが、大変農家の方に対してありがたい制度を組んでいただいたと感謝
をいたします。

これ1反当たり4,000円。先ほどちょっと仮に計算したんですけど、1反8俵
取れるとして、1俵当たり500円、1袋当たり250円の補助ということなので大
変ありがたいんですけど、この対象者の選定方法はどのように考えておるかお答えい
ただきたいと思えます。

その次、5款、1項、6目、農業基盤整備委託料、4か所なんですけど、ちょっと
聞き漏らしたかもしれませんけど、場所はどこを考えておるかお答えいただけたらと
思えます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

2款、1項、15目、北宇和高校関連につきましては企画振興課長が、2款、3項、1目、マイナポイントの加入率につきましては町民生活課長が、それから5款、1項、3目及び5款、1項、6目につきましては、農林課長がそれぞれ説明をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

まず、1点目の高校寮に係る木材の不燃処理の分につきましては、御説明をさせていただきます。

高校寮につきましては、学校林を切り出した上で、その木材を主に活用して現在建築をさせていただいておりますが、抛出分につきましては、不燃処理を行い、活用をさせていただき予定としておりまして、その他の部分につきましては、当初木材としてそのまま活用をする予定としておりました。ただ、消防法との関係で、その他木材として利用をする予定であった部分につきましても、不燃剤の注入、不燃処理加工等が必要だということで御指摘がございましたので、その分に係る処理費用等は数量等が増となる見込みとなりましたので、今回予算計上をさせていただいたところでございます。

以上です。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、2番目の御質問でありますマイナンバーカード関連の御質問で、マイナポイントの交付率という御質問やったかと思うんですが、ポイントの交付率というのが公表等をされておきませんので、そちらについては、ちょっと把握ができてないという状況であります。マイナンバーカードの交付率でありましたら、数字のほうは把握しております。

以上です。

○農林課長（奥藤幸利君）

5款、1項、3目、18節の農業資材等価格高騰対策支援事業費補助金につきましては、対象者の選定方法という御質問でございましたが、令和4年度の水田作付実績におきまして、作付面積が1反以上の農家、主食用米、それから飼料用作物、WC S、飼料用米、加工用米の全ての方を対象といたしまして、859人を見込んでおります。

次に、5款、1項、6目、農業基盤整備基礎調査業務委託料につきましては、4か所の場所ですが、生田、畔屋、上川、成藤の4か所を予定しております。

以上でございます。

○議長（程内 覺君）

芝議員、了承ですか。

○8番（芝 照雄君）

そしたら、マイナポイントというか、あれはカードの加入率でも構いませんので、また教えていただけたらと思います。

それと、このマイナポイントに関して、国のほうも再々ニュース等で流れよるんですけど、登録名義の確認はされておるのか、その辺もお願いをしたらと思います。

それと、北宇和高校寮の木材の不燃処理、これ申し訳ありません。私勘違いしておつて、ただ、火事にならないための加工をするということですよ。

あと、2ページになります。農業資材の水稲支援の分なんですけど、859人、対象者ということなんですけど、これは対象者を決めるのにどのように、耕作名義人で決定をされておるのか、仮に名義は農家さんの名義で実際耕作されてない方もおられるかもしれませんけど、その辺の把握はされとるんですか。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

2款につきましては、町民生活課長が、5款につきましては、農林課長がそれぞれ答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、マイナンバーカードの交付率についてお答えをいたします。

直近の数字で把握いたしておりますのが、6月4日現在の数字でありまして、こちらの交付率が76.23%、鬼北町において76.23%となっております。

それから、マイナンバーカードに対する様々な不具合等について、町民の皆様にも大変御心配をおかけしているところでございますが、現在のところ、当町において誤登録に関する報告、それから確認はされておりません。誤登録関係につきましては、ログアウトをしていない状態で次の方が入力しようとした場合等に起こる事例だそうですが、手続に来られたお客様、ほぼ窓口にお問い合わせをいただいております。その際、職員、またはマイナポイントの支援員などがサポートしながら手続をし、入力途中でも一時的にその場を離れる場合には、職員が気をつけてログアウトをするようにいたしております。

以上です。

○農林課長（奥藤幸利君）

5款、1項、3目の農業資材の対象者の選定で859人の選定方法なのですが、こ

れにつきましては、耕作者、農林課のほうでは、毎年水田の営農計画書等を取りまとめております。その中で、1反以上の耕作者が859人いらっしゃいますので、その方を対象としております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

芝議員、了承ですか。

○8番（芝 照雄君）

了解。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑はありませんか。

○3番（高橋聖子君）

10ページの4款、1項、4目、母子保健費のうちの出生世帯応援事業補助金に関して、もう少し詳しい説明をお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

高橋議員、マイクをもうちょっと近づけてもらえますか。

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

ただいまの御質問でございますけど、この制度につきましては、最近、県のほうから通知がございまして、市町村の連携による総合的な人口減少対策の取組を促進するため、結婚や妊娠、出産を望む人がその希望をかなえられ、安心して子育てができる環境づくりを図る事業に要する経費として、今回愛媛人口減少対策総合交付金というものが新たに創設をされました。

その事業の中で、鬼北町として2つの事業に取り組むことにいたしております。まず、1つは、若年出産世帯応援事業ということで、令和5年4月1日以降に子どもを出生し、出生時に夫婦ともに29歳以下であった世帯において子どもを養育する方に対して交付の対象となります。それを越した30歳以上の方については、それでは不公平であろうということで、町単独事業で同じ要件で給付をすることにいたしております。29歳以下の方につきましては、県が2分の1、町村2分の1の負担となっております。30歳以上につきましては、もう10分の10、町単独で実施をする予定でございます。内容につきましては、育児用品及び時短家電・省エネ家電の購入費用

でございます。

もう1点が、若年出産世帯奨学金返還支援事業ということで、これも同じく令和5年4月1日以降に子どもを出生し、出生児に夫婦ともに29歳以下であった世帯において子どもを養育する方で、出生後1年間に奨学金を返還した額、繰上償還も含めますので、その額に対して両方ともでございますけど、限度額1人当たり10万円。そして、後のこの奨学金につきましては、夫婦ともに借りている方は、1人10万・10万の最高20万円まで交付をする予定でございます。

いずれにいたしましても、子育て世帯に対する支援ということで、29歳以下の方については、県補助がありますけど、それでは不公平だということで、30歳以上の方につきましても、町単独で補助をいたしますので御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

すみません。誤解がないように、不公平という考え方はですね。県の事業に異論があるわけではない。県は、29歳以下の方が、第2子、第3子を産む統計上確率が高いということで、ポイント的に的確にその施策として人口減少対策に持っと思っていらっしゃる。ただ、町内の方々がそれを考えた場合には、それ以外の角度からの御指摘があるだろう、その部分の不公平ということを町民の方が訴えられる可能性が高いということがあって、町とすれば、生まれる方、子どもたちのためにといいますか、子育て世帯全体にそれを支給したいということで、単独事業を追加したわけでございます。御了解いただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

高橋議員、了解ですか。

○3番（高橋聖子君）

町単独の事業としてしていただけるのは、大変ありがたいです。ありがとうございます。

奨学金の返還に関する補助なんですけど、奨学金いろいろ種類があると思うんですが、どの奨学金でも大丈夫でしょうか。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

県要綱に示されている分で御説明いたしますが、4つほどあります。まず、1点目が、日本学生支援機構の第1種及び第2種の奨学金。2点目が、愛媛県奨学資金。3点目が、各市町の奨学資金。4点目が、その他市町が認める奨学金等という記載でございます。その他につきましては、今後、内容等については協議していかねばならないと思いますけど、こういう趣旨でございますので、なるべく広い範囲で拾い上げていきたいという考えは現在持っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

高橋議員、了承ですか。

○3番（高橋聖子君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑はありませんか。

○6番（赤松俊二君）

1点だけ、10ページの3款、2項、2目の12節、設計委託料1,980万、これについては、ゆずっこへの新設の設計委託料であろうかと思われませんが、分かればいいんですけども、この場所とその場所を確保された折に、駐車場の確保、そういった面も考慮して、そこら辺どう考えられているのかお伺いいたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

町民課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

新しい園舎の建設場所につきましては、今後、設計事務所と詳細について協議をしてまいりたいと考えております。ただ、一応小学校のほう、それから教育委員会のほうと事前にお話をさせていただきまして、必要であればグラウンドの一部をこの園舎の用途として使わせていただきたいということで承諾をいただいておりますので、そちらのグラウンドの一部、もしくは、今の園庭に建物を立てて、既存の建物を解体した後、そちらのほうに駐車場用地として造成をして使っていくような、そういった形で計画を考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、了承ですか。

○6番（赤松俊二君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

○4番（中山定則君）

9ページ、2款、1項、5目の17節の備品購入費、これ可動式書架だと思うんですが、5,900万。先ほど工事請負契約だった図面のこの書架の数で積算内容についてお願いをします。5,900万という高額な額になっているんですが。

それと、今ほど、赤松議員からありましたが、10ページの3款、2項、2目の設計委託料ゆずっこの分ということなんですが、さくら保育所については、設計はできているということで、さくら保育所の予定について関連の話、意見もありましたが、予定について教えてください。

それと、12ページ、7款、4項、3目、14節、工事請負費、予算の説明調書でニュースポーツのコートの整備に係る整備工事請負費ということなんですが、公園内の工事場所、それと整備する広さ、それとこのニュースポーツいろいろあるわけなんですが、どういうスポーツ、ニュースポーツを予定しているのか。これに伴って芝生なのか、そういうグラウンドの何というんですか、形状というんですか。芝なのか、普通の土のグラウンドなのか、その辺について質問します。

○議長（程内 覺君）

今の中山議員が言われた、さくら保育所の件は関連質疑だと思いますが、この議題には載っていないんですが、関連質疑ということで質問されたのでしょうか。

○4番（中山定則君）

設計委託料は、全てゆずっこの分ということで、それで、さくらはどうなんでしょうかということなんです。

○議長（程内 覺君）

そうしたら、答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、2款の分につきましては、総務財政課長が、3款、2項の部分につきましては、町民生活課長が、7款の分につきましては、教育課長がそれぞれ答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

2款、1項、5目の財産管理費につきましてですが、先ほど契約の議決のときにお配りしてありました資料があるんですが、そちらを見ていただいたらと思うんですが、図面の右半分、点線が入っておところが書架になりまして、図面でいう上半分と下半分分かれておりまして、上のほうが、若干幅が狭い、横に5列並んで、高さが6段、その可動式、固定式合わせて26プラス、一番右端のところは、両面ではなく、片面だけになりますが、片面のものが1つ、図面の下半分のほうは横幅が少し広くなりまして、6連の高さ6段の同じく可動・固定合わせて26プラス、一番端っこが片面のやつが1つという形になりまして、これについて事業者に参加見積りを取った上で平均的な額で予算を計上しておるところでございます。

以上です。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、認定こども園さくらの関係について御説明をいたします。

認定こども園さくらにつきましては、4年度の当初予算だったと思うんですが、予算のほう、設計費については計上させていただいております、ちょうど今月が設定の納期となっております。今後、8月頃に工事の着工ができましたら、工事の完成が1月中ぐらいにはできるのではないかという見込みでおります。

なお、6月の月上旬に、さくら保育所の保護者の皆様に工事の関係について説明会のほうもさせていただいております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○教育課長（谷口浩司君）

今ほどの御質問、ニュースポーツコートに関する御質問ですが、まず、場所につきましては、鬼北総合公園の施設になっておりまして、駐車場の上、上部にテニスコートが2段構えにあります。この上部の場所でございます。そこがニュースポーツコートの場所になっております。

広さにつきましては、テニスコート2面分を使っておりまして、スポーツの内容はこれまでと同様の扱いでテニスコートと、それとフットサルができるような形のコートを設置する予定としております。

芝か、グラウンドかという御質問ですが、全天候型のオムニコートとさせていただいております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

さくら保育所の関係なんですけど、8月から1月ということで、6か月、半年、6か月もかかるのかということと、書架についてなんですけど、これ5,900万、かなりの金額なので移動式書架、立派な書架だと想像するんですけど、まず、幾ら掛ける、列とか言われたので数量は分かったんですけど、この5,900万、ちょっと今から入札ということになるので、下がると想像するんですけど、この5,900万、建築費に相当するぐらいの額になっているんですけど、その辺再度答弁をお願いします。

ニュースポーツのところ、説明があった場所的には、今の遊具があるところの近くということになる、その上はグラウンドゴルフをやりよる場所があると思うんですけど、遊具の下ですかね。その辺、再度お願いします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

まず、はじめに、善家町民生活課長、さくら保育所の件で。

○町長（兵頭誠亀君）

再度、2款につきましては、総務財政課長が、3款につきましては、町民生活課長が、7款につきましては、教育課長がそれぞれ答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

書架の金額についてですが、予算を計上するに当たりまして、参考見積りを3社から取っておりまして、その平均となる額を予算計上しております。入札になれば、もう少し下がってこようかというふうに考えております。

以上です。

○町民生活課長（善家直邦君）

認定こども園さくらの改修内容についてなんですけど、現在床暖が全ての部屋で壊れておりますので、そちらを全て修繕する、それから、軒などが一部雨ざらしで腐っている柱がありますので、そういった柱の取替え、それからプールにつきましても、地面といいますか、プールの床が凸凹で非常に園児の皆さんが転んだりする、つまずいたりするおそれがありますので、そういった床の面についても全部補修をします。また、園庭、それから遊具などについても、今回木製の遊具が大分傷んでおりますので、そういった遊具についても見直しを図りたいと。そして、周りのフェンスなどにつきましても、高さが低いですから、もう少し高いフェンスにしたいというふうな計画を

しております。

その他トイレ、それから厨房、そういったものにつきましても、湿式のトイレや厨房ですので、今回の改修でそういったものは全部乾式のトイレ、厨房に変更したいというふうに考えておりますので、工事期間としては、設計事務所のほうでやはり6か月程度必要だというふうなことを伺っております。

以上です。

○教育課長（谷口浩司君）

場所につきましては、国道320号線から海洋センターに総合公園に向かってずっと直進で入ります。そのまま、B&Gを超えて総合体育館を右手に見て、駐車場に下りますが、その駐車場に下りましたら右側に、その場所にトイレを置いております。その上に、テニスコートが1段、2段とありまして、その上部に当たります。ローラースライダーがある山の上ではございませんので、駐車場の上にあります。

以上でございます。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号、令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第50号、令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第50号、令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出といたしましては、日吉診療所・日吉保健センターに設置してあります、非常用発電機の改修工事に係る経費の6割を追加計上するものであります。なお、残り4割につきましては、一般会計に計上いたしております。

また、歳入につきましては、一般会計繰入金等を追加計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ114万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,340万2,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

それでは、議案第50号、令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

はじめに、歳出予算から説明をいたしますので、予算書6ページをご覧ください。

3款、1項、1目、施設整備費は、14節、工事請負費を114万2,000円増額するもので、これは日吉診療所の電気保安管理業務の電気工作物巡視点検で、非常用発電機のラジエーター不良により冷却水漏れが発生している旨、報告を受けました。平成4年に設置して30年稼働、老朽化によるラジエーター内部の腐食が進行し、水圧のかかる弱い箇所から水漏れが発生している状況であり、早急に整備が必要で、補修にて改修する予算を計上するものでございます。

続きまして、歳入予算を説明いたしますので、5ページをご覧ください。

2款、1項、2目、施設使用料は、2節、医師住宅使用料に16万5,000円を増額するもので、現在使用されていない三島診療所医師住宅を北宇和高校教育寮のハウスマスター地域おこし協力隊住居として希望する賃貸物件が見つかるまでの間の一時入居として使用したい旨の申請、届け出があり、施設の有効活用等も考慮し、行政

目的を妨げないと認め、許可をしたものでございます。

次に、4款、1項、1目、他会計繰入金は、補正額として97万7,000円を増額するものです。これは歳出の施設整備費の増に伴い一般会計からの所要額を繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくをお願いをいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号、令和5年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第11、同意第2号、鬼北町農業委員会委員の任命についてから、日程第24、同意第15号、鬼北町農業委員会委員の任命についてまで、以上14件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

日程第11、同意第2号、鬼北町農業委員会委員の任命についてから、日程第24、同意第15号、鬼北町農業委員会委員の任命についてまで、以上14件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、同意第2号から、日程第24、同意第15号までの鬼北町農業委員会委員の任命について、一括して提案理由の説明をいたします。

令和5年7月19日をもって、鬼北町農業委員会委員の任期が満了となるので、後任の委員を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

御同意をいただきたい委員、同意第2号は、住所、鬼北町大字奈良750番地。氏名、兵頭正男。生年月日、昭和27年8月22日生まれ。

住所、氏名、生年月日、以降は省かせていただきます。

同意第3号は、鬼北町大字奈良4075番地2。谷口雄記。昭和35年2月10日生まれ。

同意第4号は、鬼北町大字近永630番地。浅野剛志。昭和28年7月7日生まれ。

同意第5号は、鬼北町大字吉波850番地1。山本弥須弘。昭和26年11月15日生まれ。

同意第6号は、鬼北町大字清延583番地。那須健一。昭和25年7月9日生まれ。

同意第7号は、鬼北町大字畔屋1351番地。篠崎英明。昭和35年10月20日生まれ。

同意第8号は、鬼北町大字生田1104番地。清家壽秋。昭和24年10月28日生まれ。

同意第9号は、鬼北町大字小松1378番地。山本伸男。昭和26年4月12日生まれ。

同意第10号は、鬼北町大字川上316番地。渡邊康志。昭和60年8月1日生まれ。

同意第11号は、鬼北町大字興野々1333番地。中本誉。昭和60年9月24日生まれ。

同意第12号は、鬼北町大字上川606番地2。山下展輝。昭和25年3月21日生まれ。

同意第13号は、鬼北町大字上鍵山476番地。兵頭知幸。昭和27年11月17日生まれ。

同意第14号は、鬼北町大字父野川下373番地。山田耕二。昭和43年9月21日生まれ。

同意第15号は、鬼北町大字国遠1130番地70。毛利久志。昭和33年4月22日生まれであります。

御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

これから日程第11、同意第2号から、日程第24、同意第15号まで、質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから日程第11、同意第2号から、日程第24、同意第15号まで、討論を一括して行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから同意第2号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

兵頭正男君に同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（程内 覺君）

起立全員です。

したがって、兵頭正男君に同意することに決定しました。

これから同意第3号、鬼北町農業委員会委員の任命について採決をします。

この採決は、起立によって行います。

谷口雄記君に同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（程内 覺君）

起立全員です。

したがって、谷口雄記君に同意することに決定しました。

これから同意第4号、鬼北町農業委員会委員の任命について採決をします。
この採決は、起立によって行います。

浅野剛志君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、浅野剛志君に同意することに決定しました。

これから同意第5号、鬼北町農業委員会委員の任命について採決をします。

この採決は、起立によって行います。

山本弥須弘君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、山本弥須弘君に同意することに決定しました。

これから同意第6号、鬼北町農業委員会委員の任命について採決をします。

この採決は、起立によって行います。

那須健一君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、那須健一君に同意することに決定しました。

これから同意第7号、鬼北町農業委員会委員の任命について採決をします。

この採決は、起立によって行います。

篠崎英明君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、篠崎英明君に同意することに決定しました。

これから同意第8号、鬼北町農業委員会委員の任命について採決をします。

この採決は、起立によって行います。

清家壽秋君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（程内 覺君）

起立全員です。

したがって、清家壽秋君に同意することに決定しました。

これから同意第9号、鬼北町農業委員会委員の任命について採決をします。

この採決は、起立によって行います。

山本伸男君に同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（程内 覺君）

起立全員です。

したがって、山本伸男君に同意することに決定しました。

これから同意第10号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

渡邊康志君に同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（程内 覺君）

起立全員です。

したがって、渡邊康志君に同意することに決定しました。

これから同意第11号、鬼北町農業委員会委員の任命について採決をします。

この採決は、起立によって行います。

中本誉君に同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（程内 覺君）

起立全員です。

したがって、中本誉君に同意することに決定しました。

これから同意第12号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

山下展輝君に同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（程内 覺君）

起立全員です。

したがって、山下展輝君に同意することに決定しました。

これから同意第13号、鬼北町農業委員会委員の任命について採決をします。

この採決は、起立によって行います。

兵頭知幸君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、兵頭知幸君に同意することに決定しました。

これから同意第14号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

山田耕二君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、山田耕二君に同意することに決定しました。

これから同意第15号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

毛利久志君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(程内 覺君)

起立全員です。

したがって、毛利久志君に同意することに決定をしました。

日程第25、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配りました別紙のとおり、派遣することにしたい
と思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配りました別紙のとおり派遣する
ことに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取扱いについては、議長に一任することに決定をしました。

日程第26、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第30、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第26、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第30、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付しました写しのとおり、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長から、所管事務に関する事項の継続調査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項、並びに議長の諮問に関する事項についての継続調査申出書が提出されております。

いずれも鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中もなお引き続き調査が実施できるよう所要の事務手続を行うものです。

お諮りをします。

総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申出のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり許可することに決定をしました。

以上で本定例会の会議に付された事件は、全て議了しました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

令和5年第2回鬼北町議会定例会に提案いたしておりました、工事請負契約の締結3件、一般会計補正予算1件、特別会計補正予算1件、同意案件14件につきましては、それぞれ慎重に御審議いただき、原案のとおり議決・御同意いただき、誠にありがとうございました。

今回の定例会におきましては、討論として、交通計画、福祉計画、人口減少問題、それに付随する地域自治組織存続への危惧、水道施設老朽化への危惧、新たな文化教育施設や、来る大会イベントへの備えなど、多岐にわたり、新たな視点、角度での課題認識を共有できたものと考えております。

議員各位におかれましては、今後とも引き続き、御指導、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

これをもちまして、令和5年第2回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（程内 覺君）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第2回鬼北町議会定例会を閉会します。

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

（午後 3時26分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 4 番）

鬼北町議会議員（ 5 番）